

第 33 期東京都青少年問題協議会  
第 4 回専門部会

令和 5 年 5 月 11 日（木）

都庁第一本庁舎 34 階

34A 会議室

○治安対策担当部長 定刻となりましたので、ただ今から第33期東京都青少年問題協議会第4回専門部会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日でございますが、大滝委員が御欠席となっております。また、金子委員、山本委員はオンライン参加となっております。山本委員に関しましては、少々遅れての御参加となる予定でございます。御承知おきください。

本協議会は、全て公開となっております。議事録につきましても同様の扱いとなりますので御承知おきください。

それでは、事前にメール等で配布させていただいております本日の資料について御確認をお願いいたします。まず、次第でございます。次に、本専門部会名簿となります。不足等ございましたらお知らせいただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以降、司会を部会長でございます土井委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○土井部会長 こんにちは。

○一同 こんにちは。

○土井部会長 今日は第4回目ということになります。引き続き、司会進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、今日の位置付けを確認しておきたいと思っております。これまで専門部会は3回あったわけですが、1回目は顔合わせ、意見表明で、2回目、3回目で青少年への対策を検討してまいりました。特に、前回の第3回におきましては、SNSを使ってどのようなメッセージを届けることができるのかということを中心に検討をしてまいりました。

今日は、若干、前回の積残しもあると思っておりますので、最初にそれを少し振り返っていただき、その後、今日のメインのテーマである大人の側の議論をいたします。大人の側につきましては、当初としては、この部会におきましては、加害者になり得るかもしれない大人への対策を中心に考えておりました。ただ、これまでの議論の中で、大人にはもう一つのカテゴリーがあって、それは、子どもたちの親御さん、保護者の方々ですね。彼らもやはり何らかの、今、非常に大きな不安とか悩みを抱えていらっしゃるでしょうから、そこへの対策も必要ではないだろうかという話もありました。

ですので、今日は、まずは、大人に対する対策で、加害者になり得るかもしれない大人に対する対策と、それから、子どもたちの保護者の方、親御さんへの対策といいたいかね、対応ですね、こうしたことについて、御検討をお願いしたいと思います。

今日は若干、長めに時間を取ってあります。今お話ししたのが前半で、その次にですね、いったん、その後に休憩を挟みまして、後半は、もう一つのトピックである「場」の問題、場所ですね、空間の問題を取り扱います。例えば、子どもたちが被害に遭うこともあります。そういう場所、被害場所となり得る、そういう空間への対策についても今日は検討をしたいと思います。これが後半になります。

ですので、今日は、間で1回休憩を挟みまして2部構成で会を進めさせていただきたいと思います。

前半の第1部につきましては、まず、先ほど申し上げたように、前回、第3回のSNSの問題がありましたがこれが十分議論が終わっていないかと思います。それを若干振り返っていただいて、それが終わってから、今度は、大人への対策についての意見交換、検討に入りたいと思います。

もう一度繰り返しますが、休憩時間を挟んだ後に、多分、時間から言うと17時過ぎになるとかと思いますが、後半は被害場所となり得る空間への対策ですね。これにつきまして、後半は、まず、警視庁生活安全部少年育成課の中田様から、まず御講演をいただきたいと思います。その内容を踏まえまして、対策について意見交換、検討を行いたいと思っております。これが今回のトピックになります。

最後にですね、都では、この夏に、この問題に関する啓発イベントを企画しているとのこと。せっかくの機会ですので、その意見交換のため、最後に少し時間を取ってさせていただければと思っております。

会としては、あともう1回ありますが、次回は、もう答申(案)をまとめることになりますので、実質的な審議は今日が多分最後になります。皆さま、心残りがないよう、言いたいことは全部今日吐き出して言っていただければと思います。次回、新しい論点が出てきてしまうと、ちょっと答申をまとめ切れなくなってしまうので、論点があれば今日出し切っていただければと思います。

それでは、早速ですけれども本題に入っていきます。まず、意見交換ですね。それで、まず、最初申し上げたように、前回、SNSを用いた啓発施策について議論をしていただきま

した。そのときの内容は、一つはターゲティング広告を用いた啓発の話でした。これは、ターゲティングは有効であろうからやらないよりやったほうがいいので、それをやっていきたいと思いますという話がまずありました。

それと同時に、ターゲティング広告を用いた啓発だけではなくて、もっと一般的な、SNSと連携をした啓発活動もやはり行ったほうがいいだろうという話がありました。

さらに、第1回、第2回のこの部会の議論に関わってくるのですが、実態調査、実態把握はとにかく必要だという話がありました。この部会としても、例えば駆け込み寺のインタビュー等も行っていました。これからも、多分、都としては、例えばインタビュー調査であるとか、あるいは、実際にト一横にやってくる子どもたちに対する調査も行うと思いますが、前回のSNSに関する議論の中で、もう一つのデータ源としてSNSでいろいろつぶやきがあるので、このつぶやきを拾っていく、これオープンデータとして、それを、これも実態調査の一部として使うことも可能だよねという話がありました。

また、前回出たお話としては、大人の対策というときに、保護者の問題も非常に重要だという指摘が、春野委員からあって、これは今日のここの議論の中でさせていただければと思っております。

ざっとですね、前回、第3回の骨子を少し整理させていただきましたが、まず、これを踏まえまして、前回の議論に付け加える、あるいは修正、あるいはコメントでも構いませんので、前回の第3回のSNSに関する議論の中でそうした御意見がある委員の方がいらっしゃいましたら御発言をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

多分、前回、議論の最後で金子委員から御発言があったので、多分、何かおっしゃりたい、まだ言い残したことがあるかと思えます。是非御発言をいただければと思えますが、いかがでしょうか。

○金子委員 はい、ありがとうございます。今ですね、冒頭でおまとめいただいたとおりなんですけれども、繰り返しになったら恐縮なんですけど、特に前回、皆さまの議論の中で実態把握がやはり必要であるという御指摘がありました。実態把握をする方法として、何をするのかという話になったときに、前回はどうしてもSNSを中心としたテーマであったがために、結構、定量データのお話が多かったかなという印象を持っておりました。ただ、その前のこの会議において定性の聞き取り等も駆け込み寺さんにいらしていただいてしてきたというふうに認識をしております。ですので、このような形で、もしその実態

把握のための手段として何らかの分析をかけていく場合には、定量データの分析のみならず定性データの分析も必要で、その両輪をですね、忘れることなくしていけたらよろしいかなと思っております。

データ、データと、どうしてもデータを追い掛けてしまいますと、結局、集めたデータを定量分析した結果を読み解くためには、やはり、現場でのヒアリング等の定性データの分析が非常にやはりそのキーになってくるところもございますので、この両輪をしっかり回していくところかなと思いました。以上です。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。今、金子委員から御発言がありましたように、データは定量的なデータと定性的なデータと両方あり、その両輪が大切です。両方やらないといけないのはおっしゃるとおりだと思います。

それで、問題はというか、定性的なデータは、例えば「トー横」に実際に来る子どもたちをつかまえるというか、声を掛けていろいろインタビューができるわけですが、この部会の中で議論になっていたもう一つの層、つまり、まだ来てはいない、いわゆる予備軍の子どもたちですよね、この来るかもしれない予備軍の子どもたちは、なかなかこっちからキャッチできない。ただ、そういう子どもたちも SNS は見ている、それを見て来ることが多いだろうから、来る前の子どもたちというか、そういう外側にいる層、どの層に関するデータを集めるときの一つ手段として SNS のオープンデータ、つぶやきが使えのかなと思えます。

潜在的な広い層は SNS で拾うことができるかもしれないが、コアな部分というか、実際にやって来ている子どもたちは本当にそこにいるわけですから、そこできちんとキャッチをして定性的にインタビュー等を取ってデータを集めることももちろん重要かなと思います。はい、ありがとうございます。この件につきまして、何か追加で御発言ありましたらお願いいたします。

○田村委員 今、部会長がおっしゃったように、このトー横キッズの問題を何かピラミッドみたいな感じで、その一番下の予備軍がたくさんいて、あと、そこに、今度その上の中援助ニーズっていうか、知っていてちょっと来たり、少し泊まったりとかいう層がいる。そして、その上に本当に全然家に戻らないという子もいると思います。ですので、何かそのように段階に分けて、何かそこに一つずつ考えていく必要があるのかなと思うのですね。それを三角形に考えると、加害者は逆三角形になるのかなどとちょっと思っていて、

その高援助ニーズのところには、たくさんの方が関わっていらっしゃるでしょう。ちょっと後の話題と重なってしまいましたが、そう思います。

○土井部会長 大人の方ですね。

○田村委員 はい、ちょっとそういうふうに段階に分けて少し考えていく必要があるのかと、実態把握も必要ですね、やり方も含めて思いました。以上です。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

他に何かこの調査の件について、実態把握について御意見ある方いらっしゃいますか。

杉浦委員も前回、ご欠席だったと思います。何か御意見があれば、せっかくです。

○杉浦委員 はい、このように実態調査をする方向でしょうか。

○土井部会長 専門部会自体がするわけではないですけど、答申の中にそれが必要ですねとなったときに、じゃあ、どういう方法でやったらいいでしょうねってということだと思います。

それで、当然、定性データは必要なので、それはインタビュー等でやるんだけど、同時に SNS にもいろんな莫大な膨大なデータもあると。それで、それも同時に、外側というか、さっきの田村委員のお話にあったピラミッドの下の方ですよね、拾うためには、なかなかそっちの子どもの声が生では掴み切れないので、それは SNS も通してデータを拾っていければということだと思います。

多分、杉浦委員が、一番おかしいと思っているのは、ピラミッドで言うならば、むしろ一番上だと思っているから。一番問題を抱えた子どもたちだと思いますけども。ここの聞き取りってどうするかっていうのはなかなか難しいですよ。

○杉浦委員 そうですね。子どもたちに聞いたときに、子どもたちがどこまで話してくれるのかってすごく難しく、例えば少年事件に関わったときにすごく思うのは、子どもたちに最初1回会うだけでは、やっぱり自分ですごいカバーしている。家庭の問題とか、いろんな問題をあんまり言わないのです。その後、やっぱり鑑別所とかいろんなところへ行くにしたがって話せる機会があったり、話せる大人に出会ったりして、徐々に話していくっていうところがあります。取りあえず子どもに聞くことはすごい重要だと思うんですけども、もう少し何かそここのところを聞き取っているような部署っていうのがあるのではないかなという気がいたしました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。その点については、恐らく、私たちとか、あ

るいは行政が聞き取りをやったって、多分言ってくれないだろうから、以前にお呼びした駆け込み寺の玄さんであるとか、そういう実際にボランティアをやっている方々にお願いをして、そこを通して聞き取るっていうのが一つは子どもから見れば話しやすいのかなとは思いますがね。

はい、ありがとうございます。他に何か御意見はありますでしょうか。なければ、第3回目の振り返りは、これでおしまいにさせていただきますして、今日のメインの本題に入らせていただきたいと思います。

大人への対策の問題ですね。これは、先ほど申し上げたように、加害者となり得る大人の問題と、それから子どもたちの保護者の対応です。この二つが考えられ得るかと思います。どちらから行ってもよいのですが、前回、春野さんから保護者の対応も必要だというお話があったので、そっちから行きましょうか、せっかくなので、春野さんから口火を切っていただいてよろしいですか。

○春野委員 はい、そんなにまとまってないんですけど、子どもがそこに行ってしまう、家を出て、あるいは、家出しなくてもあそこに集まってしまうという問題の議論の最初の方に皆さんがお話しされたように、要するに、子どもたちの「居場所」がないことが根本です。それは今回のテーマの中心ではないんだと思いますがけれども、やっぱりそのところは、どうしても押さえておく必要があるんじゃないかなと思うんですね。来た子をどうするか、来そうな子をどうするか、そうしたアプローチだけじゃなくて、やっぱりその子の背景にある環境とか、地域の問題をどういうふうにしていくかを、同時に考えながら対応していくことが必要だと思います。

私は、子どもの非行で悩んでいる親の会で活動しているわけですけど、それぞれの家庭状況は本当にさまざまで、親といっても100人いれば100通り本当にさまざまです。ただ、共通しているのは困っているということなんですね。やっぱり困って悩んでいる。そして、子どもも多分、孤立してしまっていて、仲間を求めて繁華街に集まる、親もまた地域で孤立してしまっていてどこに相談していいか分からない。あるいは、今の日本では、相談して、こんな状況になっているっていうことを伝えても、「親の責任」だとか、「親がしっかりしなさい」とか、そういった反応で責めを受けることが多い。だから、これ以上、自分が責められると自分が生きていく力がなくなっちゃうぐらいになるので、そこへ勇気を持って相談したりすることができない、あるいは、してもそこで傷ついてしまうとい

うことが多いなと感じます。

家庭の問題だけじゃなくて、事例をたくさんは挙げられないんですけども、例えば、子どもが学校で教師から不適切な対応を受けたとして傷ついて学校に行かないとか、家を飛び出してしまうようなことがあっても、結局、最後は、それについて親がどう対応したかみたいなことで親が責められちゃうんですね。子どもに寄り添ったかどうかとか。

親は大体分からないことが多いわけなので、一生懸命対応する。また、例えば「先生があなたを殴ったんだったら、あなたよっぽど悪いことしたのね」みたいなことを、やはり普通に言ってしまうと思うんです。ただ、そうすると、子どもからも、「お前は自分のことを分かってくれてない」と責められるし、周囲からも、あのお母さんは分かかってないと責められるしということで、両方から責められてしまう、という味方がいない状況になる場合が多いです。

だから、親に問題があっても、それだけじゃないってということもすごく多いということを私は感じています。私が所属している非行克服支援センターという会で調査研究したときも、1人の親が6カ所くらいに相談に行っているんですね。やっぱりいろんなところに行って、あ、「ここがいい」っていうふうになかなかならない。最初は、大体、身近な公的な相談機関に足を運んでいますね。そういう中で、親の思いを理解してもらえないという親御さんがやっぱりたくさんいらっしゃると思います。

なので、相談場所がいっぱいあって何カ所も行けること自体は別に悪いことだとは思わないんですけども、最初に身近なところに行きます。「是非ここへ」と公的に宣伝している、そういうところに行くわけですよ。そこのところでやっぱり適切なアドバイスなり情報なりを与えてくれるかどうか、とても大きいと思うので、親が駄目だから親を教育するとか、そういう視点でなくて、支援する、支える、寄り添う、理解するということが大切です。そして、そういう視点で相談できるように、できたら相談員、窓口のレベルアップをお願いしたい。

あとは、例えば、今鑑別所等でも子どもの相談に乗ってくれていると、最初のときに説明がありましたけれども、法務少年支援センターとか、そういったところもあるので、抱え込めない課題についてはそういうところをちゃんと紹介する。警察も、少年センターを所管しているんですけど、結構、警察はハードル高いですよ。わが子のことを警察に言うっていうのはね。そういうその手前のいろんなところについての情報をしっかり伝

えてもらうことが大事かなっていうふうに思います。

もう一つは、NPO との協働とかがすごく言われていて、それも大事な点で、もちろん、行政だけではやり切れないっていうのはあるんです。ただ、私がいろんな方と関わっている限りでは、東京都内だともものすごくたくさん NPO、支援団体があって、それは頑張っているところもたくさんあるんですが、相談に行ったらものすごく、お金がかかったとかそういうことも聞きます。お母さんたちは本当に苦しんでいるので、もう藁にもすがりたい思いで行くので、そういうところでやっぱりここはどうかなって、私からするとちょっと疑問も感じるような対応なり活動なりしているところもあります。なので、そういう点では、きちんと区とか市とかの、単位のところでは、そういうところも把握できるんじゃないかなと思いますので、単純に NPO と協働するとか、NPO にお金出すとか、そういうことではなく、内容もちゃんとよく見てほしいなと思います。取りあえずそんなところでは。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。今、春野委員からお話しいただいた内容は大きく二つの論点が含まれていると思います。一つは、親御さんたち、保護者の方々が悩んだときの相談場所、その悩みを相談に行くような場所の構築というか、提供でしょうか。あるいは、実際に会ってもなかなか相談員の方が的確に相談を行ってもらえないこともあるので、その相談員のレベルアップも含めた意味での場所の提供ですよね。私たちでは、それは、できるわけじゃないので、それをぜひ都で進めてもらいたいってことを答申に盛り込むかどうかってということだと思います。これがまず、場の提供ということで一点目ですよね。

もう一つは、既にある場についての情報ですよね。この情報共有というか、困ってらっしゃる親御さんたちにこういう場所があるんだよという情報をどうやって提供していくのかという問題があるかだと思います。このときの情報として提供できるものには、例えば公的な機関、鑑別所とか警察とか、あるいは、都の相談窓口といった、行政、公的機関の場があります。加えて、特に、東京都の場合は、全国の中では相当恵まれていて、結構な数の NPO の団体さんが活動していらっしゃるんで、その NPO のいろんな相談場所を伝えていくということを行う必要があるのかなって思います。

ただ、気を付けないといけないのは、今おっしゃったのは、NPO といっても玉石混交なので、そこをきちんと都の方で把握して、あまり望ましくないところにつかまらないよ

うに、引っ掛からないようにするために、親御さんにとってプラスになるようなところの情報をきちんと把握して、お伝えをするということが必要かなということかなということだと思います。今の整理でよろしいですか。

○春野委員　そうですね。NPO って言ったんですけど、私がやっている親の会は NPO でもない任意団体なので、そういうところも含めて考えていただいていた方がいいかなと思います。

○土井部会長　はい、ありがとうございます。今、まず、春野さんのほうに口火を切っていただいたんですけども、今の点を踏まえて議論していきましようか。

まず、前半の親御さん、保護者への対応として、相談場所の提供、構築、あるいは、相談員のレベルアップ、これが必要ではないだろうかという御意見でした。この点について、都に対してこういうことを答申すべきではないかという、御意見がありましたらお伺いしたいと思います。場の提供、場の構築、場そのものについてですよね。御意見がある方。

○小西委員　よろしいでしょうか。

○土井部会長　はい、お願いします。

○小西委員　子ども・若者育成支援推進法上の子ども・若者総合相談センターである、東京都の「若ナビα」についても、親からの相談を受けているという理解でよろしいでしょうかね。今後、受ける事業者のレベルをさらにアップさせていくことも必要だと思います。また、そこで親からの相談を受けたときに任意団体のあめあがりの会さん、法務少年支援センター等に適切につなげていけるように連携する。都として、既存の仕組みをより活用していくということも一つ方向性としてあるかなと、今お伺いしながら思いました。

○土井部会長　保護者から見れば、啓発イベントのようなイメージになるかもしれませんが、そうした NPO 等いろんな活動をしている団体に対する、都からの研修会みたいな場を設定して、そういう活動をされている方に情報提供をすることも考えられますね。例えば、私たちも大変プラスになりましたけども、駆け込み寺の玄さん、御自身も活動されているわけですが、例えば玄さんの話を、若ナビに関わっているいろんな団体の方にも聞いていただくとか、そういう活動されている方がレベルアップ、スキルアップできるような研修というか、そういう場を東京都が提供してもいいのではないかという御意見ですかね。

○小西委員　そうですね。事業者の方がよりレベルを高めて、御相談を受けたり、つなげた

りするということができるような感じですね。

○土井部会長 そうですね、はい。ありがとうございます。それは有益だと思います。伺っていて思いましたが、個々の団体だけではなかなかできないこともあると思うので、そういう点を補うために、団体さん向けのいろいろ情報提供のような場を設けるといことですね。それは都としてもできるんじゃないだろうかということですかね。

はい、ありがとうございます。他に御意見ありますか。

○杉浦委員 はい。

○土井部会長 はい、お願いします。

○杉浦委員 場の提供とかっていうときに、弁護士がいろんな依頼者から相談を受けた際に、依頼者の方が何を言われるかっていうと、こういう子どもの学校の相談をしたんだけど全く聞いてくれないで、事件にならないっていう形ではねのけられたとか、聞いてほしいところを聞いてもらえないなどという声です。だから、研修もそうだと思うのですが、利用した方の声等をフィードバックしてみないと、実際には、いいと思っいろいろ研修を設けているのだけれども、あんまり役に立ってないということもあるのかなと思うんですね。

それを今回の件についてどこまでやるのかという問題があるので、とても難しいと思うんですけども、何かそういった声というのは、必要に応じたものを作る上で、何か必要ではないのかなっていうふうに思いました。

○土井部会長 そうですね。これも、だから実態調査ですね。

○杉浦委員 そうですね。

○土井部会長 この前意見として出てきていたのは、子どもに対する実態調査ですけど、親御さんたちが何に困っているのかとか、実際、相談に行って、相談したけれど対応がどうだったとか、どういう経緯をたどったとか、もうそういう保護者に対する実態調査が多分必要だろうっていうことですね。ありがとうございます。これも非常に重要なポイントですね。具体的にどういう形でやるかは、また、ちょっと考えないといけないですね。

○杉浦委員 そうですね。だから、相談に行った方に対して、何かフィードバックしてもらう何かのひな型のようなフォーマットを作っておいて、最低限でも何か書いてもらえるような仕組みにすると数が集まるのかなと思います。もちろん、それもなかなか難しい

とは思うんですけど。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。そういうのも確かに重要ですよね。

○春野委員 長くつながっている場合は、きっといいからというか、居心地が良いから長くつながるんだと思います。他方、行ったけれども、やっぱりもういいわとなった、その行かなくなった理由とか、なぜそこじゃ、駄目だと思ったのかも重要です。それは、単純に目的と違うところに行ったとか、そういう場合もあるかとは思いますが、そのレベルが低いかどうかということではなくて、そういうものも含めてどういうことなのか、調べると何かが分かりそうな気がしますね。どういう情報が集まっていないのかとか、こういう問題だとあそこの機関に行く方がいいのに、全然違うところに行くのはなぜだろうか、こっちのことが知られていないのかどうなのかとか、そういうことが分かるかもしれないですね。

○土井部会長 先ほど春野委員から御紹介いただいたケースでは、6回色々なところを回ってきたというお話もありましたが、こういう方について、では、なぜこれまでそれだけ回らなければならなかったのかということは、我々は分からない。ただ、多分、春野さんのところでは、6回目でとどまっていらっしゃるので、そこで分かるとは思いますが、お伺いできればね。だとすれば、一つのチャンネルとしては、既に今利用されている団体、NPOに調査をかけて、うまくつながらなかったこれまでの経験を伺ってみるとか、そういうことは間接的ですけどできるかもしれないですね。なかなか親御さん自身をつかまえるのが難しければ、団体を通して、一つは実態把握できるかなとは思いますが。あと、弁護士会さんも取れるんじゃないですか。

○杉浦委員 6カ所回られるというのはタフな方かもしれませんね。ある程度、何かいろんな資源があって、そうしたタフな方はいいんだけど、やっぱり本当に意を決して行かれて、そこで駄目だとなってしまうと、もう本当に立ち上がれなくなってしまうと思います。ですので、やっぱり提供する情報というのはすごく重要だなと思うんです。

○土井部会長 そうですよ。だから、今の調査のポイントは、デメリットは、そこが拾えないことですよ。もうつながるのを諦めてしまう親御さんですよ。はい、お願いします。

○田村委員 よろしいですか。この場の提供のところ重ねて、中高生がやっぱり学校に所属しているってことがあるので、学校のスクールカウンセラーとか、あと、学校の

先生方に援助資源の提供をするというのはちょっと大事なかなと思います。

それで、スクールカウンセラーっていうと、非行とかだとちょっと違うみたいに思われるかもしれないんですけど、そういうことでもなくて、学校から紹介されて相談に乗るということは当然ある。ただし、やっぱり人によったりするので、それはどこも全部そうだと思うんですが、どこの機関も、結局は人ですよ。何々の機関とか、誰、何だっていうんではなくて、結局、人になってしまうので、先ほどのレベルアップというのは必要だと思います。ただ、適切な援助資源を、適切なところに紹介することも一つ大事なことかなと思います。

あと、つながる、つながらないのところなんですけど、私なんか学校現場等で相談を受けていて、保護者がカウンセリングニーズを求めている場合、本当にカウンセリングって、例えば自分の子育てや何を悩んでいることについて、それをじっくり聞いてもらいたい方と、コンサルテーションニーズ、その問題をどうしたらいいかという、解決法を求めている場合とあります。もちろん明確に分けられるわけではないし、カウンセリングニーズで少し落ち着いてからコンサルテーションニーズになる場合もあるんだけど、そこで食い違っちゃうと、うまくいかない。保護者一人一人でニーズが違うから、やはりそこをしっかりと、こちら側が意識して最初お話を聞くっていうことは、すごく大事なことなのかなと思います。

- 土井部会長 今おっしゃったお話の中で出てきた、例えばスクールカウンセラーとか、あるいは、ソーシャルワーカーとか、こういう人たちって、基本的には相手するのは子どもですよ。例えば、大人も……
- 田村委員 保護者もそうです。
- 土井部会長 大丈夫なんですかね。ただ、お母さんがスクールカウンセラーに相談することもオーケーですか。
- 田村委員 もちろんそうなんですけど、それが、じゃあ、浸透していないと。イメージが子どもさんっていうことなんですかね。
- 土井部会長 すいません、私もそう思っていました。子ども自身かなって思っていた。
- 田村委員 そうなんです。いや、保護者さんの相談も当然受けますし、教師の相談も受けますし、あとは、もちろんお子さんも受けます。でも、ちゃんと、そういうことが周知されてないっていうことかもしれないですよ。だから、やっぱり知ってもらってすご

い大事ですよ。

○春野委員　そうですね。

○土井部会長　多分、親御さんが見たときに、学校に不信感があると、なかなか学校の関係者に相談しづらいとは思いますが、ただ、学校の先生とスクールカウンセラーって、一応、分けられてはいるので本当は相談できるんですけど、そこが分かってないと、「やっぱ、学校にはね」ってなっちゃうかもしれないですよ。

○田村委員　そうですね。

○土井部会長　何か、その情報が必要ですよ。例えば、スクールカウンセラーに相談したことは、別に学校に先生に筒抜けになるわけじゃないですよということもやっぱり言ってあげないと分からないですよ。

○田村委員　そうですね。なので、スクールカウンセラーだよりの発信等、周知はしているのだと思いますが、ただ、今、土井部会長がおっしゃった不信感があるところ、そこは大事なキーワードですよ。そうすると、やっぱり学校そのものに足を運びづらいっていうのがあるかもしれない。だけど、不信があったらそれすらも駄目かもしれないけれども、子どもさんたちは、いろんな課題を抱えていますから、そういったものがまとめて載っていたり、こういうところがありますよっていうことがまとめて載っていたりするものを、ある程度定期的に流していただいたりだとかっていうのは一つ方法かなとは思いますが。

○杉浦委員　よろしいでしょうか。

○土井部会長　はい、どうぞ。

○杉浦委員　スクールカウンセラーって、確かに、その存在をかなり皆さん知っているんですよ。だから、共通に分かっているところを活用するのはすごく重要だと思っているんですけど、今、親も使えるかどうかっていう辺りって、はっきり、やっぱりさせたほうがいいのかなと。あと、学校に筒抜けになるか、ならないかっていう点について、本当はどうもいろんな考え方ややり方があるようですが、ちゃんとスクールカウンセラーに理解があって、力があって、言うべきことは伝えるけど、言わないべきことは言わないってなるように、何か、そのところのスクールカウンセラーの力量を上げるということが必要だと思います。また、さっきのカウンセリングニーズって、話したいっていうのと、方向を示してほしい、この辺のスキルもアップしていただくとすると、そこに力を入

れると、かなりスクールカウンセラーって使えるのがもうみんな分かってるので、よいのかなと思います。

○田村委員 御指摘があったように、スクールカウンセラーってやっぱり三つぐらい守秘義務があって、1対1、チーム、学校全体で守る守秘義務があったりするので、ただ、そこが全部のスクールカウンセラーに、じゃあ浸透してるかっていうと確かに難しい部分があるかもしれない。だから、それは大事な視点としてスクールカウンセラーのレベルアップも今後考えていく必要があるなとも思います。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○春野委員 私たちの調査でも、ほとんどの人がスクールカウンセラー、学校には相談に行ってるんですね。まず、最初にそこに行くっていう仕組みになっていて、ただ、そこでやっぱりなかなか満足を得られないという結果ではあったんですよ。だから、おっしゃったように、スクールカウンセラーにまずは相談しようかっていうのは誰でも割と思うのですけれども、そののところがなかなかという実態はありますね。

情報が漏れちゃうんじゃないかという辺りも、現実には、「聞いた以上は校長に報告しないと」みたいなことはあるとお話の中ではありましたので、そういう辺りがきちっと徹底してるかどうかとか、その辺の問題はあるのかなと思います。高校ぐらいになると、私立とかね、退学になるか休学になるかみたいなことも含めて出てくるので、なかなか相談しにくいところはあるかなと思います。

○田村委員 分かりました。今、ただ、春野委員のところに行かれています方が、うまくいかない方が行かれると思うんですけど、多分、うまくいってる人も絶対にいると思うんです。そういう人の声が聞こえないから、うまくいった人は一体何が良かったのかっていうのも、実は知りたいかなと思います。そこに何か宝がありそうな気がするんですよ。

○春野委員 いや、良かったっていう声も確かにあります。例えば一例ですけど、夫があんまり子どものことに構ってくれなかったけれども、スクールカウンセラーに夫婦で行って話を聞いて、初めて自分の子の今の実態が分かって、そこから変わったとか、そういう第三者の入り方がとても良かったという話もありますので、全部が駄目というわけではないんです。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。今出たスクールカウンセラーの問題は、二つあって、カウンセラー自身の質的な向上、レベルアップを図ってもらいたいっていうこ

とと、それから、その情報を親御さんたちにどうやって周知するかという情報提供の問題の二つあったと思います。

今回、私たちが都に答申するときはどうするかですが、そういう問題もありますねってことは書けるかと思うので、反映するとすれば、そういう形で反映するかですかね。ありがとうございます。

今、出た問題は、場の提供に係るものでしたが、もう同時に情報の提供の問題にも半分かかっていた。相談場所の情報をどうやって周知をしていくのかという問題ですね。これについて、御意見があればお伺いをしたいと思います。前回の話を踏まえるならば、例えば、親御さんも、今、30代の方はみんなSNSも使っているでしょうから、SNSを使って親へのターゲティング広告とか、周知というのは当然あり得るでしょう。ただ、それだけではなく、他にも、例えばパンフレットを作って、例えば学校経由で配ってもらうとか、親御さんに配ってもらうとか、あるいは、どこか役所の窓口で区のマップを置いておくとか、いろんなやり方があるかなと思うんです。何か相談場所の情報提供ですよ、これについて御意見があればぜひお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○杉浦委員 はい。

○土井部会長 はい、じゃ、お願いします。

○杉浦委員 情報提供ということでやっぱりいろんな情報が流れていて、それだけ見て行くと、実際は違っていたみたいなきっかけでもあるみたいなので、やはりここが言ってるんだったら信頼していいかなと思われるようなことってすごく重要だと思います。もちろん、これを公のところがやるのが信頼できるかはまた別なんですけども、ただ少なくとも、やっぱり都がこういうふうに言っている、都が言ってる中に自分が知るところが入っているということは、すごく信頼性の高い情報にはなると思います。都がそうしたことを常に吟味をしながら、フィードバックしながら、ここなら推薦できるというところを広報できるような窓口を持っていただくと、すごく安心感があるのかなっていう気がするんですが。

○土井部会長 その窓口にとどりに着くにはどうしたらいいかということですね。親御さんが、こうなってる時に。

○杉浦委員 こういうところがありますっていう情報提供を例えば都がやってくれるっていうのかな。

- 土井部会長 それは、例えばパンフレットを作るとか、SNSで……
- 杉浦委員 SNSでもいいと思うんですよ。だから、東京都で子どもの問題についてこんな情報を今持っています、常に研鑽しながら広げたりしてますっていうことを言ってもらって。
- 田村委員 区報とか、何か、そういうのに載せると、あれ、結構ああいうのって……
- 土井部会長 見てらっしゃるんですよ。
- 田村委員 意外に見てるんですよ。そういうところにもし載せられるのであればというのも一つかなって。
- 小西委員 でも、もうパンフレットを置くというのは、結構やり尽くされている面があるように感じます。今後は、やはりデジタルなところですかね、SNSとか。今はいろいろなSNSの種類があったりするので、そういうところと協力しながら、より広げていくというのが、今後はやはり親御さんの世代に対しても届くということになるかなと思います。
- 土井部会長 今の親御さんって、やっぱり困って悩んだりしたら、SNSや、あるいはネットで検索かけたりするんですかね。
- 春野委員 しますね。弁護士を探すときも、ほとんどの人がもうそれで探します。ネットの広告で情報を拾っちゃうんですけれども、安心できるところかなってというのはみんな思いながら見てます。なので、安心できるところだというのがあれば、いいですね。それが複数あって、自分で選べることもすごく大事だと思うので、ここだけとかじゃなくて、いろんなタイプがあると参加しやすいかなって思いますね。
- 田村委員 QRコード等、入り口がいっぱいあったほうがいいかなとは思いますが。
- 土井部会長 困っている、悩んでいらっしゃる親御さんに対して SNSとかネットでターゲティング広告というか情報提供をしていくときの問題は、まさにこれって金子委員の得意とする分野でもあると思うので、何か御意見があればお伺いしたいんですがいかがでしょうか。子どもだけじゃなくて親に対するターゲティング広告というか。
- 金子委員 そうですね、ターゲティング広告について、親御さん向けにもやるというのはすごくいいと思います。ただ、やっぱりどのプラットフォームを使うかかもですが、さっきおっしゃった結構悩んだら検索するという方が多いというのが実態であれば、検索した時にうまく東京都さんの情報が出てくるように、東京都さんとしてはランディング

ベースとして1ページ作っておいて、そのランディングページに必要な情報とか電話番号、相談すべき団体さんの電話番号とかが載っていると。ただ、そこが見られないのが問題だと思うので、それがうまく検索した時に上位に来るような努力をする、また、いろんな専門家の方に聞いてみてするというのも結構現実的なのかなというのが一つ。あと、やはり紙媒体が意外と確実で、例えば、学校で配ってもらうとか。もちろん、子どもが持ち帰らないっていう問題点はあるとは思いますが、持ち帰らなかったら先生がせめて家のポストに入れてくれるとかというところまでなるといいですね。大体、多分、そういうご家庭のところって、学校で配っても親に届かない、親も取りに来ない。子どもも親には渡さないっていうようなところもあるかもしれないと思うので、そこはもうできれば先生方にも、家庭訪問じゃないですけど、訪問は受け付けてもらえなくてもポストに入れてくるとかっていうところの、リアルなフォローが実は届けるためには重要なのかなという気もしています。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。確かに、学校が一番ハブではあるので、学校を使わない手はないですよ。ここを有効に使わないといけませんよ。

参考までにお伺いしたいんですが、30代の親御さんだとすると、一番使っているプラットフォームだと何になりますかね。SNSだと。

○金子委員 すいません、私でしょうか。

○土井部会長 はい、30代ぐらいの方の一番使ってそうなプラットフォームって、10代だとTikTokだと思いますけれども、30代ぐらいの方だと、例えばどんなプラットフォームをよく使っているんですかね。

○金子委員 分からないですね。どうなのでしょう。横断で情報を取ったことが実際ないので、あまりいい加減なことを申し上げては、多分、事実と違ってしまうと申し訳ないので。何なら、その調査も含めてアクションアイテムに入れておいたらいいのかなと思います。

○土井部会長 なるほど。はい、そうですね。

○金子委員 きちんと、プラットフォームを選ぶ際には、効果があるプラットフォームを調査の上、選定するという感じで。

○土井部会長 例えばLINEなんかも一般的に使っているんですけど、でもLINEの広告って、あれ出るんですか。私よく分かってないんですけど。LINEでも何かタ

ーゲティングとかできるんですか。

○都民安全課長 はい、LINEでもできます。

○土井部会長 Twitterとかは、どうかよく分からないですが、親御さんたちはインスタを使っているのかもしれないですね。

○小西委員 グーグルの検索は、恐らくかなり使うと思います。なので、先ほどの上位に来るような話ですけど、そういうところで、まず上位のほうに例えば「若ナビα」とかが出てきてつながれるようになるといいかなと思います。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。他に何か情報提供につきまして、御意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では、すいません、時間も知らない間に押してしまっているんで、では、まず、保護者への対応につきましては、今申し上げた2点ですね。だから、場の提供と情報の提供、これについて今御意見をいただきましたが、他にこの点について追加の御発言があればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ではですね、当初から用意をしていました加害になるかもしれない大人への対策ですね、これについて御意見をお伺いをしたいと思います。この話は、まだこれまでできていないので、ちょっとなかなか出にくいかもしれませんが、ここは、どなたか。

○小西委員 よろしいでしょうか。

○土井部会長 はい、じゃ、お願いします。

○小西委員 前回の御発表の中にもありましたが、ターゲティング広告ですかね、土井委員長も関わっていらっしゃる大人向けの、「STOP! 青少年の SNS 性被害」というものです。既にそうしたものが作られていると思うのですが、さらにこれを青少年の場合と同様に、どういうふうになればより大人に伝わっていくか、さらに改良して活用していくということもあるのではないかなと思います。

前回言ったように、実はどれぐらい効果があるのかということもあるかと思うのですが、より改良することも考えて良いのではと思います。何らかの悪意を持った意図で歌舞伎町とかで青少年を相手に何かしようと考えている大人が目につれやすいようにするっていうのですかね、そういう形で改良していくということが一つ方向性としてあるかなと思います。

あとは、やはり歌舞伎町の周辺でぼったくり対策で大きな音で、「それは、ぼったくり

です。」みたいな形で流して、あれはもういや応なしに耳に入ってきます。それには、注意喚起の効果はかなりあると思うのですけれども、そういう聴覚に訴えるものもあるし、視覚に対するものもあるかもしれませんが、デジタルサイネージのような形で悪意ある加害者の大人向けに、何らかの啓発をするというのも一つあるかなど。そういう加害を行うといろいろな社会的な信用等を失いますよみたいなことを気づかせる必要があるのではないのでしょうか。土井部会長がなぜ SNS で人が変わるのかといったことを書かれておられると思うのですけれども、そうしたことにしても大人に気付かせる形で働き掛けるということも、場所的な面も関わってくるのですが、あるかなと思います。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。今、おっしゃってくださったのは2点あって、一つは、SNS を使ったターゲティング啓発で、例えば何か発信したときに警告が出るタイプのものが一つ。

○小西委員 そうですね。

○土井部会長 もう一つは、デジタルサイネージのように、もう街頭で一般向けに広くそういう警告や意識の啓発をしていくという問題ですよね。はい、ありがとうございます。

山本委員は、まだ入っていらっしゃらないんですかね。前者は山本委員がお詳しいと思うんですが。

○都民安全課長 そうですね。ちょっとまだ入れていない状況です。

○土井部会長 まだ入っていらっしゃらないんですね。

○都民安全課長 恐らく、もう少しかかると聞いております。

○土井部会長 はい、分かりました。では、ちょっと、今、小西委員から御指摘のあった前半の第1点のほうは、ちょっと山本委員の御意見を伺いたいところではありますが、いらっしゃらないので、今、二つ、SNS を介したものと、それから一般のいろいろ広告物等々を介したものと二つ御指摘いただきましたが、この点、あるいは、それ意外も組み合わせで御意見がありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

○杉浦委員 大人と子どもってというのは、段階的にすぐ大人になるっていうのもあるし、加害者の大人っていうふうには、本当は大人ってあんまり区切る必要がないのでは。例えば、銀座の宝石強盗を見ても子どもたちが使われています。子どもが使われるのはまずいということを知っていれば、大人はもうやれないっていうのもあるので、大人に警告を発すると共に子どもにもそれが分かるような、だまされたらまずいってことが分かる

ような、そういう内容にしてはどうかと思いました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。これも重要なポイントですよね。例えば、玄さんの話の時もありましたけど、10代前半のころには被害に遭いやすいんだけど、逆に年長になっていくと紹介する側に回っちゃって、今度は加害側に回っちゃうことがあるっていう話もありました。ですので、大人だけではなくて子どもたち自身にもそういう啓発は入れていかないといけないですよ。はい、ありがとうございます。これも重要な御指摘だと思います。

はい、他にはいかがでしょうか。なかなかこの場にいらっしゃらないと発言しにくいと思うので、金子委員、何かありましたら、SNSを介して加害者になるかもしれない大人に対してどういうことができるのか、何かご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○金子委員 ありがとうございます。すいません、実は、SNSを介してというところだと、既に現地でということでもよろしいでしょうか。

○土井部会長 はい。

○金子委員 はい、先ほどお話のあった、まさに聴覚に訴える車とかでも回ってっていうのは、すごくいいなと思います。なぜかというと、やはり大人もあの場所にいるんですよ。多分、今、喫緊で必要なのは、これからそういうことを犯しそうな大人よりも、あそこにいる大人にそれはいけないというか、子どもたちは実際はそれは助かっていなくて迷惑ですということを知らせるということ。そして、実際、それは犯罪ですということを知らせることが順番、優先順位としては高いのかなという気がしてまして、そうであれば、本当にあの場にリアルに音声で情報を流していくっていうのはすごくいいなと思いました。ちょっと、その優先順位をどうやって付けていくのかっていうところも重要だなと思いました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。先ほど、田村委員から、子どもの場合はピラミッドになっていて、広くSNSでつながっている層がいて、その上に実際に来る層がいるっていう話でしたけども、大人はむしろ、今おっしゃったように、逆ですよ。要するに、そういう加害者になり得るかもしれない、もうネットでそういうことをやっている大人たちの外側に、とにかくたむろしている大人がいるっていうか、そっちが広くいるので、まずそっちに対する啓発が必要ですねということ、注意喚起が必要だよなってい

うことですよね。だから、むしろ、ネットで実際に引っ掛けてこようとするのは一部なので、その層に対して広くやらないといけないってことですよね。これも確かに重要な点ですよね。

○金子委員 もし私のイメージが間違っていたら申し訳ありません。むしろ、私のイメージでおりましたのは、何かそういうことをやりそうな大人っていうのが結構広くはいるんだけれども、既に実際にあの場所にいる人、既にもう関わっている人にメッセージをまずは届けるということです。それ犯罪ですとかですね、っていうのがもしかしたら効果が高いのかと、そんなイメージでおりました。

○土井部会長 なるほど。

○金子委員 それ以外の、これからそういうことをやりそうな人っていうのは、もうちょっとすごく広くいっぱいいるんだらうなっていう、それが悪いことだって知らない大人っていうのはものすごく広くいて、それはそれでもっとやらなきゃいけない。ただ、それは2番目なのかな。どちらにしても、今後、東京都さんなりの優先順位を付けることは必要かなって思いました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。すいません、私の中の理解、逆でしたね。つまり、ネットでいろいろ探している人が広くいて、実際に来ている人たちのほうがコアだから、そっちをまずはメインにってことですね。

○金子委員 はい、おっしゃるとおりです。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。確かにそれはそうですよね。その場にもういるわけですからね、そこで、はい、どうぞ。

○田村委員 その場に目的をはっきり持って来られている方が聞いて、それで帰るかどうかっていうのが、ちょっと分かりません。そうなってくれば一番ありがたいんですけども、でも、ただ、そこで声を掛けていたりするところを、本人が嫌ってくれればいいけど、なかなか難しいとしたら、それを今度見ている周りの大人にも、何かアクションを起こすっていうことも必要なかっていうことをちょっと思いました。そういう啓発について、意識をはっきり持って来られている人は耳を貸さないような気もするんですよね。

○土井部会長 当人はね。

○田村委員 当人が。

- 土井部会長 だから、そう。だから、周りが見て見ぬふりしないってことですよね。
- 田村委員 そうです。
- 春野委員 子どもの側もある程度、もう分かっている、嫌だけれども付いていくっていうわけじゃなくて、行く場所を探して行くっていう。
- 田村委員 生きるためっていう、何かそういう。
- 春野委員 うまく誰かに出会わないかなと思って行っている子もいるので、そういう中で、でも両方が少しでも、何ていうかな、罪の意識じゃないですけど、少し意識持ちながらいるっていうこと。周りの目とかも含めて、何か、ちょっとまずいことだけれどもっていうのがあるか、ないかは、だいぶ違うんじゃないかなっていう気はするんですけどね。本当に目的持ってっていうのは難しいですよ。
- 土井部会長 どうぞ、金子委員、どうぞ。
- 金子委員 すいません、そうなりますと、情報を両方出してあげることが必要かもしれないですね。止めるのは止めるんだけど、子どもからしても、じゃ、そのおじさんが助けくれなくなっちゃっただけで、これ居場所の話にまたなっちゃいますけど、行き場所もない、他にお金を稼ぐ方法がない。じゃあ、結局、別にああいうふうに言ってるけれども、もうこれしか選択肢がないから別に危なくても行っちゃおうっていうのでは、結局、効果は出ないので、止める。それはいけないよっていうメッセージも流すんだけど、同時に、今もしそういう思いになってしまっている子がいたら、すぐにここに相談してねとか、今、じゃ、ここで相談を受け付けているよとかいう、二つのメッセージを両方出していく。逃げ場所がちゃんとあるんだよ、そこっていう情報を並べて出していかないと効果が出ないかなって今ご意見伺って思いました。
- 土井部会長 はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりですよ。
- 金子委員 そうなると、やっぱり居場所、じゃ、どこに逃げられるのっていうところの整理が必要です。
- 土井部会長 結局、そっちになりますよね、そう。だから、加害者になり得るかもしれない大人の対策っていうのは、結局は、だからどうやって子どもたちの居場所を確保するかっていう問題とセット、これセットで考えないと、やらないと全く意味がないってことですよね。そこをだから強調しておいたほうがいいですね。加害者になりかねない大人たちも大切だけれども、それは被害者になるかもしれない子どもの居場所の確保と常に

セットで考えないと、効果を持ち得ないってことはちゃんと書いたほうがいいかもしれないですね。

○杉浦委員 だから、その場所で、本当はそれをやりたくないんだけど、でも、流されちゃってるとか、葛藤がある子が、その場でどこかすぐに相談に行けるようなところ、例えばト一横のところにどこかに相談窓口があるとか、何かすぐに行動が起こせる場所があってもいいのかなというふうに思うんですが。

○小西委員 玄様が以前ここで講演された時に、ハイジアの中の空いている場所みたいなことも挙げられていましたけれども、やはり「ト一横」の近くに何かそういう場所があれば、そこにその子どもが駆け込める。そうして、そこがシェルター的な機能を果たせば、それこそ悪意ある大人に対しての防御的な意味も生じると思うので、何かそういう場所が必要だなと私も思いました。

○土井部会長 そうですね。結局は、そちらの話に戻っていくわけですよ。場所のポイントは何かって言うと、やっぱり食事というか、食べるっていう行為だよねと、玄さんも話していらっしゃいましたよね。結局、だから、そこに戻ってくるんですよ、話はね。

はい、ありがとうございます。他に何か大人に対する対策につきまして、御意見ありましたら承っておきたいと思いますが、人の話は、もうこれで最後になってしまうので、後半は場所の話ですから、もう次回はないと思ってください。今日言い残したことがあれば全部言ってください、人について。よろしいですか、何かあれば。じゃ、後でもう1回お伺いはいたしますけれども、取りあえずもう1時間ちょっとやっつけてしまいましたので、少し休憩を入れたいと思います。では、どうしましょかね、10分、15分、どちらがいいですか。10分よろしいですか。

○田村委員 はい。

○土井部会長 はい、では、20分から後半の部に再開をしたいと思います。後半は、まず、最初に中田様のほうから御講演いただいて、そのディスカッションという形で進めさせてもらいます。はい、では、10分休憩をさせていただきます。お疲れさまです。

〈休憩〉

○土井部会長 では、後半を始めたいと思います。保護者への対応の問題で一つお話しし

ます。保護者への対応を考えるとときに、保護者にとって一番身近な相談相手の一つとして、先ほど出ていたようにスクールカウンセラーがあります。そこで、ここは有効に活用できるような体制が必要だろうってということではあるのですが、そのときに、問題なのは、スクールカウンセラーの守秘義務の問題です。例えば、なかなか担任の先生には相談しづらいことをスクールカウンセラーの方に相談したときに、それが例えば学校に全部筒抜けになってしまうようなことがあるとなかなか親御さんとしては相談しづらい、となっていくます。その親御さんが相談した内容をスクールカウンセラーのところできちんと守秘義務を守ってもらえるのだろうか、どうだろうか。やっぱり、ここがきちんと保証されていないと相談しづらいので、それがどこまで私たちが要求できるか分かりませんが、そういう守秘義務のことも含めた質的なレベルアップをやっぱり図っていただくことが必要ではないだろうかと思います。これを答申に書けるかどうか分かりませんが、一応、議事録のほうには残しておいていただければというふうに思います。

はい、それでは、後半を始めたいと思います。後半は、場の問題になります。まず、最初にですね、警視庁の生活安全部少年育成課の中田様のほうからご講演をいただきまして、その内容を踏まえてディスカッションをしたいと思いますので、まず、中田様からの御講演をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、初めまして。私、警視庁少年育成課の中田と申します。本日は、お招きいただきましてありがとうございます。それでは、マスクはちょっと着けたままで申し訳ございませんが、講演をさせていただきます。お聞き苦しい点があったら…。

○土井部会長 こちらで。

○中田警視庁生活安全部管理官 向こうで。

○土井部会長 はい、はい、どうぞ。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、すいません。失礼いたします。それでは、着座にて失礼させていただきます。

今、御紹介いただいた、私、警視庁生活安全部少年育成課の中田と申します。本日は、お題にあります「繁華街における青少年の滞留の実態について」ということで、新宿歌舞伎町の「ト一横」界隈の現状で、特に、青少年がホテルやネットカフェで寝泊まりしている状況についてちょっとお話をさせていただければと思っております。

その前に、まず、警視庁の「トー横」界限における一般的な活動をちょっと御紹介させていただきます。

まず、私が所属いたします少年育成課では、少年の非行防止、健全育成を図るために、日々、「トー横」界限を含めまして都内の繁華街を中心として街頭補導活動、少年の非行防止等を図るための継続補導、少年の福祉を害する犯罪に対する福祉犯捜査等を実施しております。もう委員の皆さまにおかれましては、既に議論等も重ねており、御承知だと思いますが、「トー横」でございますが、いわゆる「トー横」キッズと呼ばれる少年はですね、近年、新宿歌舞伎町の東宝ビル横、「トー横」の語源となったトー横、あるいは、シネシティ広場と呼ばれる、旧コマ劇がありました噴水の跡地になりますが、ここを中心に、集まります。そして、家出や深夜徘徊、先ほどもありました、いわゆるパパ活、市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズと呼ばれるようなですね、不良行為が行われたり、あるいは万引き等の犯罪をしている者もおります。

またですね、これらの少年を相手にする児童買春等を行う大人による性犯罪の被害等も発生しておる状況でございます。

これらの状況を鑑みまして、当課では、先ほどから繰り返し言っておりますが、少年の健全育成と非行防止を図るための「トー横」界限における取組を行っております。

まず、当課の中心の活動になります街頭補導活動でございますが、これはもう日々「トー横」界限にも補導活動を行っておりますが、当課では、さらに年3回から4回でございますが、当育成課と新宿署を中心といたしまして大規模な深夜一斉補導を実施しております。一番最近ですと、本年は春休み中でありまして3月25日に一斉補導を実施いたしまして、30名の少年を補導したところでございます。

補導した少年でございますが、どちらかというとなりに比べて男子に比べて女子が多くてですね、年齢については、いわゆる高校生相当の年齢の子が多いということが現状でございます。

これら補導した少年はですね、保護者に迎えに来ていただいております。保護者に必ず引き渡しをさせていただいております。その際にですね、先ほどありましたけど、少年センターに代表されるように、当課では心理職の職員がおりまして、補導したときに、少年だけではなくて保護者にも相談の対応をさせていただきまして、その後、必要に応じて継続的な相談のほうも受けておるところでございます。

さらにですね、「トー横」界限では先ほどから、もう大人の話が出ていたとおりですね、過去には「トー横」の王を名乗ってですね、少年を食い物にする、あるいは、少年に寄り添うボランティア団体と称して少年に性的行為を行っていた大人を、児童買春、あるいは青少年育成条例の被疑者として検挙するなどの活動も行っております。

さらに、対策といたしましては、「トー横」界限でですね、犯罪被害に遭わないように、学校への注意喚起のチラシを配布するなどして「トー横」界限に関する注意喚起を警察として行っておるところでございます。

また、本年4月14日には、新たな歌舞伎町の新名所として東急歌舞伎町タワーが開所いたしました。いわゆる「トー横」キッズが集まりますシネシティ広場のすぐ直近でございまして、現在もこちらの広場を利用したイベントなどが行われているようでございます。ただ、まだ、開業して1カ月も経過していない状況でございますので、今の時点では大きな変化は見られておりませんが、今後、人流やトー横キッズの動向等に変化があるかもしれませんので、当課としても注視しているところではございます。

それでは、早速でございますが、次に「トー横」界限の実態と取組という形でお話のほうをさせていただきたいと思っております。

先ほど延べましたとおり、いわゆる「トー横」キッズは、シネシティ広場を中心に多く集まっておる状況ではございますが、路上以外にも、家出等をした少年は、歌舞伎町のビジネスホテルで複数人で宿泊したり、ネットカフェを利用して宿泊したりしている実態があります。本日のテーマでございますので、少し、できる範囲で状況を詳しくお話をさせていただければと思っております。

まず、ビジネスホテルについてでございます。新型コロナウイルスのまん延の影響によりまして、過去2年前まで遡りますと、利用者の減少や歌舞伎町自体の利用者がかなり少なくなってきた状況がございました。この際に、宿泊料金を下げているホテルもありまして、非常に少年がビジネスホテルを利用しやすいという状況もあったところでございます。その中でもですね、ホテルの構造として、いわゆるチェックインをする受付を通らずに部屋に入れるホテルであったり、あるいは、これはコロナの関係もあるのかもしれませんが、チェックインシステム、いわゆる機械での全自動での受付ができるだけのホテルではですね、1人の者が宿泊手続きをして部屋に入ります。その後、SNS等で、知り合った友達を呼ぶ、いわゆるシェアという形になるんですが、複数人が1室で宿泊

して、その料金を宿泊、実際に入っている人数で折半をするというようなことで、さらに格安で宿泊をしている状況がございました。

ネットカフェではどうかと申しますと、歌舞伎町地区のものについては、個室になっているところが結構多くありまして、入室してですね、寝泊まりする以外にも援助交際等の性的な行為を行うような状況もございまして、性犯罪の温床になっていることを懸念しているところでもございました。

これらの手法はですね、SNS でやはり少年らが知ることになりまして、ホテル等が家出少年の利用場所になっている状況がございましたので、まず、対策といたしましては、ビジネスホテルへの取組として、新宿区保健所と当課と新宿署によります合同対策を実施させていただきました。これは、保健所さんの立入りをさせていただき、ホテルの責任者に御了解を取った後に、当課から注意喚起を行うというものでございます。

ネットカフェについては、深夜 11 時以降は青少年健全育成条例に基づく立ち入りを実施しまして、11 時以降に少年が利用しないような取組を店がやっているかどうかというのは確認をしておるところでございます。

先ほど申し上げたビジネスホテルに対する対策でございますが、これは昨年度の 4 月に保健所と合同で実施をさせていただきまして、ホテルに対して、現状、いわゆる「ト一横」界隈の現状と、少年がホテルを利用しているという現状について説明し、協力依頼等を行ったところでございます。

さらに、昨年 8 月でございますが、「ト一横」界隈のビジネスホテルでですね、1 人の者が予約し、その部屋を複数人で利用した事実について、詐欺罪という形を捉えまして、少年を含む 3 名を当課で検挙したという事例もございます。

最後に、今後の東京都への対策のお願いについてでございます。警視庁としては、ホテルやネットカフェの啓発活動は、現状を踏まえて緊急臨時的に行った側面がかなり大きく、行政面からの啓発活動は必要だと私共も考えております。ホテル等の関係事業者からもよく話を聞いていただいて、あるいは、本日、こちら開催しております青少年問題協議会の意見も踏まえた上で、実態や対処方法を記載した、より実効性のあるチラシの作成や啓発をしていただければと幸いだと思っております。

なお、これらの啓発にも関わらず状況が改善しないということがもしあれば、条例の改正等も視野に御対応いただければ幸いと思っております。

お聞き苦しい点、多々あったかもしれませんが、私から現状に対する説明は以上でございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。では、今、中田様のほうから御講演いただきましたので、まず、今の内容につきまして、何か御質問等がまずありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○杉浦委員 よろしいでしょうか。

○土井部会長 はい、お願いします。

○杉浦委員 どうもありがとうございました。今、条例改正のことをおっしゃいましたけれども、例えば、どの辺りまでの条例を改正するというようなことを警察としては考えておられますか。

○中田警視庁生活安全部管理官 ええ、この条例改正については、この啓発活動ができなかったということが前提でありまして、正直な話、今のところ具体的にこれをどうっていう形のものではないのです。ただ、やはり啓発してもなお問題が続くようであれば、今の青少年育成条例の中にこれが防止できるような取組を取り入れる改正ができればなどいうことでちょっとお話しさせていただきました。今、具体的に何をどうっていう形でビジョンでお話ししたわけではなかったものです。

○杉浦委員 はい、分かりました。

○土井部会長 はい、他はいかがでしょうか。

○田村委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい。

○田村委員 御説明ありがとうございます。先ほど、学校へチラシを配っていて、それ、より効率の良い啓発のチラシをというお話もあったんですが、現状はどのような内容のチラシを配られているのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○中田警視庁生活安全部管理官 そうですね、今日はちょっと持ってこなかったんですが、警視庁のホームページにも載せてるんですが、「ト一横」界限が大丈夫ですかっていう形で、児童買春であったり、それは被害に遭う恐れがありますよ、あるいは、こういうふうには深夜徘徊とかが犯罪の温床場所になりますよということで注意してくださいねという形で、保護者向けのもの子ども向けのものチラシを配らせていただいております。

○田村委員 これは中学、高校ですか。

- 中田警視庁生活安全部管理官 はい、学校のほうに。警視庁のホームページにも一応載せさせていただいています。
- 田村委員 それがいつ頃配られて、効果の実感はございますか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 そうですね。配ったのは昨年配らせていただきまして、そして、効果でございますが、正直申し上げて、これを見たからやめたというようなお話とかってというのは、なかなかそういうのを聞く場がちょっとないものでして、正直申し上げて、具体的な効果というのは直接はなかなか申し上げられないのです。ただ、やはり、それでも、特に学校でこうした共有をしていただいているというお話は聞いておりますので、「ト一横」界限に興味がある子どもに対しては、こういう危ないことがあるんだよという面では注意喚起で思いとどまらせてるんじゃないかという効果はあるかなどは考えております。
- 田村委員 ありがとうございます。
- 土井部会長 はい、ありがとうございます。他にありますか。
- 春野委員 多分、いろんな事件が日々あそこで起きていると思うんですけども、そういう中で、さっきの一斉補導の話だけでなく、子どもに関わるような事件っていうのはどのぐらいあるのでしょうか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 具体的な数につきましては、正直申し上げますと、「ト一横」界限という具体的な定義がないものですから、この範囲でっていうのが、ちょっとお出しできないところではあるのです。ただ、やはり子どもが被害に遭う最たるものでいきますと児童買春、それから、青少年育成条例の淫行条例、これがやはり多くなっていると思っております。
- 春野委員 「ト一横」界限ということだけでなく、例えば新宿というところでも数は分からないですね。
- 中田警視庁生活安全部管理官 そうですね。新宿については、警視庁の統計が警視庁のホームページでは出ているのですが、具体的に「ト一横」界限という形で、じゃ、子どもが被害に遭っているものとなると、福祉犯被害という形になりますので、その具体的な数字がなかなかこの地区に限定してっていうのはないのです。
- 土井部会長 先ほどおっしゃっていた去年ですか、30人ほど補導された。
- 中田警視庁生活安全部管理官 今年の、はい。

○土井部会長 今年ですか。あれは、どういう状況で、どういう理由で補導されたんですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 こちらはですね、深夜でございますので、夜の11時以降は、18歳未満の少年は深夜に徘徊しては、親の承諾なしに徘徊できないというところがございます。よって、11時過ぎに歌舞伎町周辺で補導できまして、少年に声を掛けて、親の承諾なしで来ている子どもを深夜徘徊という形で補導しました。それ以外にも、喫煙をしている子どももおりますが、不良行為については、ほとんどが深夜徘徊という形で補導させていただきました。

○田村委員 よろしいでしょうか。

○中田警視庁生活安全部管理官 どうぞ。

○田村委員 今の質問の続きで、その補導された後、保護者に引き渡してことだったんですけど、その間の過程ってどんな感じなのでしょうか。例えば、何かしらのケアが、お子さんにもされたりするのかとか、また、その子たちがまた戻ってくるとかみたいなことがあるのかとか、ちょっとその辺り聞かせていただいてもいいですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、やはり補導した子どもによって、先ほどお話ししたのは30人なんですけども、私どもでは、もう2年前からずっとこれをやっておりますので、累計はかなりの人数にはなるのです。まず、田村先生のお話の中について、補導したときのことなんですけど、補導した場合には、その場にちょっといさせるわけにはいきませんので、まずは警察署や交番に来ていただきます。そこで、まず、なぜいたのかというところを聞くのと併せまして、保護者に家庭連絡という形で連絡し、「今、こういうところに子供がいましたけど、お母さん知っていますか」という形で現状を御説明します。その後は、先ほども申しました心理職の職員が子どもからケアをしつつ、話を聞くということもございますし、警察官から話を聞くということもやっております。

ケアという形でございますが、やはり警察が行うものでございますので、正直申し上げて、少年もやはり、かなり私たちに対してですね、なかなか心を開くっていうことは難しいこともあるのです。ただ、心理の職員は、やはり専門でございますので、例えば、私たちも一応警察官でありますけど、補導も一応何回もやっておりますので、子どもの心に寄り添うという形のものを作りながらですね、話を聞くようにして、まずは、ここに来ている状況等を聞くとともに、危ないよと説明しております。

また、戻ってくる子どもがいるか、いないかという点なのですが、明確な数字はちょっとお話しできないんですが、実際には、やはりまた戻ってきてしまう子どもも正直おります。はい、複数回補導している少年というのもございます。

○田村委員 ありがとうございます。ただ、心理士の方とかが聞かれたりして、割と単発で終わる感じなんですかね、あと、引き渡されたら。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、正直申し上げて、なかなか、ケースバイケースという言い方しかできないのですが、1回で本当に補導して親御さんに引き渡し、その後、来ないという子もおりますし、あるいは、やはり親御さんにお渡しししても、また自分の意思で来てしまうという子どももいますので、これは比率的なものっていうのは正直なかなか申し上げられないところではあるのですが、本当に子どもによってという形でしょうかね。

○田村委員 その後、相談ができる場所を紹介するとか、つながるように何かするとかっていうことは。

○中田警視庁生活安全部管理官 ええ、まずは、私どものほうの先ほどお話しした心理職につきましては、都内には八つの少年センターがありまして、そこに心理職が常駐しております。ですので、まず、親御さんを含めて子どもにもですね、当方でこの後、話聞くよという形で続けてはおります。

いえ、結構ですって言われることもありますので、その場では1回勧めた後にですね、ケースにもよりますが、もう一度、改めて保護者の親御さんに、その後どうですかっていう形で話をしたり、あるいは、やっぱり先ほどの行政の窓口とかも、東京都なんかで若ナビとかもありますんで、そういうのもそのときにですね、こういった相談窓口あるよっていうのは話をしたりします。ただ、やはり正直言って、親御さんも警察署に迎えに来るっていうのは、結構、心理的にもかなり焦っているところもございますので、その場では良いといっても、その後に…ということもあります。

○田村委員 分かりました。

○中田警視庁生活安全部管理官 あと、やはり都内の子どもだけではありませんので、「ト一横」という名前については有名で、他府県から来る子もかなり多いので、そういった場合には、お住まいの都道府県にもサポートセンターがありますので、そこに相談されたらどうですかという御案内はさせていただいているところでございます。

- 春野委員 地元からの子と他県の子ってというのは、どのぐらいの比率なんですか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 比率でいくとですね、他府県の子が多いということです。
- 春野委員 そうですか。
- 田村委員 他府県のほうが多い。
- 中田警視庁生活安全部管理官 はい。
- 中田警視庁生活安全部管理官 都には、「トー横」というのがありますが、それ以外も、委員の皆様、御承知だと思いますが、大阪には「グリ下」、愛知には「ドン横」というところがあります。このように、こうした場所は、実は、「トー横」以外にもあるんですが、やはり一番有名なところだとやっぱり「トー横」と恐らくなくなってしまいます。SNSで子どもたちが見て興味を示すというのは、やっぱり最初にやって出てくる「トー横」であり、それで来たという子どももいることは間違いありません。
- 田村委員 そうすると、そこが、他府県に親御さんと一緒に帰ったら、その後、何か、ちょっと時期がたってから、何かその後どうですかみたいなことはちょっと難しいところですか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 そうですね、はい。なかなか、心理の方もですね、やはりいろんな相談がありますので、ただ、決して、その後、何もしないというわけではなく、折を見て何回か連絡できる時には、ケアはさせていただきたいとは思っております。
- あとは、やっぱり、そうですね、他府県で例えば、関東近県であれば相談に来れるところであると思うんですが、関東近県以外のところだと、なかなか難しいところも正直ございます。
- 杉浦委員 よろしいでしょうか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 はい。
- 杉浦委員 ありがとうございます。弁護士をしているんですけども、子どもがですね、家に居場所がないと。私が具体的にやった例では、義理の父親から性虐待を受けていると、外であちこち行くと補導されたりもするから居場所が本当になくて、やむを得ずどこかに行くと。そういう時に、親を呼ばれるのが一番困るということなんですけども、なかなか警察が親を呼んで返すって以外の方法を丁寧にやってくださるのかどうかというのはすごく気になる場所なんですけど。
- 中田警視庁生活安全部管理官 ありがとうございます。まず、前提といたしまして、確か

に、先生がおっしゃるとおり、家に居場所がなく親に連絡されると困るっていうのが事実あると思います。そして、私たちも、親以外に、引き継げる場所ということで、一番は、今、東京都の福祉保健局さんにご協力いただいておりますが、主に児童相談所へ通告をさせていただくという形で対応させていただいているところでございます。

それも、当然、親の同意も必要ですし、子どもの意見も尊重させていただいた上でございますが、先生がおっしゃったように、親の家に帰りたくないという形のものであれば、児童相談所様に協力していただいて、そのまま保護していただくっていう形を取っております。

○杉浦委員 そうすると、一応、家に帰れないかどうかという、その事情については聞いてっていう形ですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 そこは、もう全てやはり私どもも聞いてですね、虐待の事実があれば、当然、そこは児童虐待という形で対応はいたします。また、虐待がない非行の場合であっても、やはり家に帰りたくないっていうことであれば、要保護児童っていう形で対応させていただいております。

○杉浦委員 はい、ありがとうございます。

○土井部会長 その場合って、シェルターとか使えないんですかね。

○杉浦委員 シェルターは使えると思うんですけど、だから、そういうところに行くケースはあるんでしょうか。

○中田警視庁生活安全部管理官 やはり少年ですので、シェルターより、やっぱり私どもとしては児童相談所が優先的にと申しますか、やらせていただいているところでございます。

○土井部会長 イメージとしては、親元には帰りたくないけど児相も嫌だっていうときは、例えば、それこそカリヨンの家とか、そういう弁護士さんがやってるような子ども向けのシェルターですよ。

○杉浦委員 はい、そうです。

○土井部会長 そういうとこだったらオーケーだっていうお子さんもいらっしゃるんじゃないかなっていう気がするんですけどね。

○中田警視庁生活安全部管理官 そうですね。これは本当にケースにもよると思うんです。今までですと、やはり、まずは、私どもも警察でございまして、そのまま保護するわけ

にいきませんので、これは児童相談所さんにつないで、児童相談所さんのほうからそれぞれのところにやっていただくっていう形があります。ですので、例えばなんですけど、直接民間団体さんに行ったりっていうところはなかなかうちのほうでも…。特に、私のほう、やっぱり夜間、深夜ですので、なかなか連絡っていう部分についても、はい。

○杉浦委員　じゃ、可能性としてはあるんですか。そういうシェルターで、もちろん、いい加減なシェルターじゃ困るわけですけども、それなりに実績があるようなシェルターで、警察のほうにお願いしとけば、取りあえず子どもをそこに行かせていただくっていうのは。

○中田警視庁生活安全部管理官　ケースバイケースという形ではあると思うんです。ただ、やっぱり一般論で言わせていただきますと、やはり、まずは、私どもとしては、子どもがまず親の元に帰りたくない、そして、虐待を受けているわけではないといった場合に、公的機関として、やっぱり最たるものは児童相談所かなというふうに考えておりますので、児童相談所にやっぱり通告というのが第一義的かなと思っております。

○杉浦委員　無理っていうことですかね、シェルターは。もちろん、シェルターもちゃんと児相にいずれ通して、それなりの方法を取っていかなきゃいけなくて、勝手に囲ってしまえるわけではないので。

○中田警視庁生活安全部管理官　いえ、決して、それを否定しているというわけではないのですが、やっぱり私どものほうとしても、まず、最初にとるところっていうのはやっぱり東京都の中でどうしても児童相談所になります。今のところ私どものほうでいきますと、やっぱり児童相談所さんのほうにという形ですかね。少年も、私たちも無理やり、子どもが嫌がっているのにそこについていうことはしておりませんので、お子さんにもやっぱり考えもありますし、その時にどういうふうにかかるとかありますけれども、今ところ、まずは、やはり公的機関のほうにつなぐっていう形でやっているのが現状でございます。

○小西委員　行政機関なので、やはり法律に基づいてというか、やはり親権の壁があったり、あるいは児福法上の通告というような観点から、そうしているのかなと思います。一つ、自分からもよろしいですか。

○中田警視庁生活安全部管理官　はい、どうぞ。

○小西委員　先ほど、他府県の子たちが多いというようなお話だったと思うんですけども、

サポートセンター同士の連携というのでしょうか、他府県のサポートセンターで継続補導してもらうというのは、特には行っていないのでしょうか。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、私どもで紹介させていただきまして、そして、最初に補導等で話したときで、そのお住いの県のサポートセンターがあれば、後日になりますけど、当該サポートセンターに私たちから連絡をして、こういった少年、若しくは、保護者にも御相談に行きますので、御対応をお願いしますという形で連絡を取るということはやっております。

○小西委員 連絡はされていると。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい。ただ、やっぱり保護者がそれを望まないということであれば、無理にはやってはいないんですが。

○小西委員 あと、既に保護者がいないっていうのですかね、基本的に成人になっている特定少年に関して。先ほど飲酒というようなことで、一斉補導の時に深夜徘徊が多いけども、飲酒もあるというのを一言おっしゃっていたと思うんです。この特定少年に関しては、少年警察活動規則上だと、一応、補導はでき、継続補導に関しても本人の同意で行うことを考えていると思うのですが、そうした特定少年に関しても、実際に補導されているということはあるのでしょうか。

○中田警視庁生活安全部管理官 やはり、不良行為があればですね、補導はさせていただいておりますが、今、先生がおっしゃったとおりで、18歳、19歳は特定少年になります。こうした者については、保護者に連絡をさせていただいて、でき得る限り迎えに来ていただいて、やはり引き渡しをというのはさせていただいております。

○小西委員 特定少年に関してもということですか。もう親権が及ばないけれども親元に帰してということですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、一応、そこは保護者をお願いという形です。一つの例でございますが、夜中にずっと放っておくというのはやはり危ないこともありますので、始発までこっちで待ってねと言ったりという形で、そのまま深夜にまた元に戻るということがないようなことは協力ベースで、させていただいているところでございます。

○小西委員 協力ベースというのは、本人の同意を得ながらということですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 そうですね。無理なことはしませんので。

- 小西委員 分かりました。あとは、もう一つのホテルの関係なのですが、保健所との合同調査はビジネスホテルに行ったということですよ。ただ、結構、こういう子たちでラブホテルに友達と一緒に泊まるケースもあると思うのですが、いわゆる大人というのでしょうか、上の年齢の者ではなくて、同年代同士でも泊まるというケースがあると思うのですが、ラブホテル等へのいわゆる調査みたいなことはどうなっているのでしょうか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 ラブホテルについてはですね、いわゆる風適法でいうところの警察には立ち入り権、調査権ございます。本来でしたらラブホテルには、18歳未満は入れないということございます。もし入っているところがあったらすぐ連絡してくれというのも、既に警察、新宿署からも管内のホテルにはお願いしております。
- 小西委員 ホテルから連絡してくるということってあるのですかね。自分たちは、商売で行っている中で。
- 中田警視庁生活安全部管理官 未成年は基本的には、入れないという形になっています。当然、18歳未満立ち入り禁止という看板もありますし、確認は徹底してくれっていうですね、そういった形での、いわゆる指導をしております。ですので、ラブホテルを使っている少年はゼロではないとは思いますが、ただ、少年たちもそこは18歳未満は入っちゃいけないということはやっぱり知っていると思いますので、だからこそビジネスホテルを多く利用しているのかなと考えておるところでございます。
- 小西委員 その業界団体みたいなところへの働き掛けというのは。
- 中田警視庁生活安全部管理官 そうですね。これは、「ト一横」は新宿署管内になりますので、新宿というか、旅館業の組合さんのほうに協力依頼もしております。全てのホテルが組合に入っているかどうか、ちょっと存じないところではあるんですが、当然、そうしたところに協力依頼というのはさせていただいております。
- 小西委員 新宿の、ある程度入っている組合ということですか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 そうですね、はい。
- 小西委員 結構、ホテルへの働き掛けって、あの地域ですと、ラブホテルへが大きいかなとも思うのですが。そこを今後、より何か考えておられることとかというのはあるのでしょうか。
- 中田警視庁生活安全部管理官 そうですね。ラブホテルには、先ほど申し上げたとおり、

警察の立入権がございますので、ネットカフェもそうなのですが、調査ができますので、警察として引き続き随時の立ち入り等を実施できるんですが、ビジネスホテル自体は、私どももその権利がございますので、保健所と連携してというのがやっぱり中心となります。

○小西委員 なるほど。はい、ありがとうございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。ようやく本題のほうに入っていたんですけども、そもそも場についての今回、お話だったのですが、どうしても私たちとしては、補導のほうにね、話が引っ掛かってしまって申し訳ないです。先ほどおっしゃっていた、ビジネスホテルを使う場合に、1人部屋で、最初1人で入って、後、仲間、呼び入れてっていうケースのほうは、これは言ってみれば契約違反ですよ。けども、ホテルの側としては、もうそこは目をつぶっても空室で置いておくよりはいいっていうふうに、もう考えちゃっているのか、あるいは、ちゃんと把握をしてないのか、どうなんですかね。ホテルからしてみれば、1人部屋に複数っていうのは、本来はあってはいけないことですよ。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、先ほどの昨年8月に詐欺罪で検挙したところについては、ホテル側から被害届を取った上でやっておりますので、今、土井先生がおっしゃったとおり、本来でしたら1人分の料金上では人数での料金でございますので、ホテルとしては、やはり正規の人員で泊まってもらいたいっていうのがあるのではないかなと。

○土井部会長 ただ、あまりそういう申し立てっていうか、通報はあんまりないってことですか。むしろ、それは珍しいケースですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 事件がですか。

○土井部会長 はい、要するに、複数で使っているというのは契約違反だっていうのは少ないんですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、やはりホテル側の協力もそうですし、実際に複数でシェアして泊まっているという事実の部分をしっかり、事件としてやっていくからには、ある程度捜査が必要になってまいります。ただ、SNSを見ますと、やっぱりシェアを希望するような書き込みっていうのは、Twitterなどでも出ているところがございますので。

○土井部会長 実際にそこに契約違反だって届けてくる業者は少ないということですかね。

○中田警視庁生活安全部管理官　　と思いますね、はい。ただ、ホテル側ではないので、一般論でしかお答えできないんですが。

○土井部会長　　そこは何ですかね、複数で使われていることに気付いてないのか、気付いていても、もうそこはいいやというふうにホテルの側が思っているのか、そこはどうなんですかね、分かんないですかね。

○中田警視庁生活安全部管理官　　そうですね。正直申し上げれば、やはり、ホテルがどういう形で管理してるかっていう部分もございしますが、ホテルによっては、営業形態も管理も違うと思いますので、私のほうからどっちかっていうのは、ちょっとお答えできる立場にはないので、ちょっと何とも言えないところだなと思いますね。

○土井部会長　　はい、ありがとうございます。金子委員、何かありますか、質問。

○金子委員　　ありがとうございます。何か、やっぱり難しいですよ。ホテルにもいてほしくないし、でも、本人を、じゃ、ホテルじゃない場所で家に帰そうとしたら、でも、家には帰りたくない、じゃあ児相だと言ったら、でも、児相は何か、携帯を取り上げられたりして行きたくない。行き場所が結局ないっていう状況をどうやったら解決できるんだろうっていうのがですね、今、いろいろ伺って、まだアイデアがなくて。

ただ、二つ、ちょっと思っていたことがありまして、一つはですね、やはり警察の方が補導をしてくださって、やっぱり親と子どもの間の介入する機会にはなっているんだろうなというところはすごくいいなと思って。親に接触するチャンスがあるっていうのはすごくいい機会だと思います。ただ、今の悩みポイントとしては、多分、単発やあるいは1回のフォローぐらいで終わらざるを得ない状況で、それは組織的なというか、いろいろ行政の体制等もあってなっているという状況なのかなと思います。

そこで、例えば、民間に渡すことができない場合は、一度、東京都で指定団体みたいな感じで、いったん東京都さんの傘を掛ける。例えば、東京都で、まさにあめあがりの会とか指定団体のような感じで、東京都のお墨付き的な傘を掛けたら、そこに警視庁、あるいは児相さんから何かサポート、そこと連携するっていうのが可能になるのではないかな。そうなれば、組織上ですけれども、完全な民間ではなく、直民間という渡し方じゃなくて、一応、東京都が選んだところ、すなわち東京都に渡しているという言い方ができるんだあれば、何かそういう形でもう少し継続的なフォローができるような体制を作っていくというのも一つなのかなと思いました。また、もちろん、都外、全国から来ている子ど

もたちなので、東京都という枠組みの中で何ができるかということなのですが、他の都道府県においても同じように指定のような制度を作っていただいで、行政の傘の中で動けるといって付けた何か継続的なフォローをできる体制を作っていくことができないのかな。それが親とか子どもからの相談を待っているんじゃないで、ある程度、補導したということ住所等が分かっているっていう素晴らしいメリットはあると思うので、こちらから声を掛け続けるというプロアクティブな何かフォロー体制をできないかなということも伺っていて思いました。非常にいろいろ難しいことがいっぱいあると思うんですけれども。

もう一つ、今日、これまでの4回の部会を通しての話ではあるんですけど、多分、これまでも広くいろいろな人に知ってもらおうと思って、広く網を掛けようと、広くメッセージを発信しているのでしょう。ただ、逆に、何でしょう、すごく広く発信しただけで終わってしまって、その後、すごく具体的な成功事例を生み出すところまで行き着かなかったのかなって何となく思ったんですね。なので、例えば、今後の取組としては、ちょっとやり方を変えて、実際の「ト一横」界隈にいる子たちに、もう本当に駆け込み寺さんのところの若いスタッフの力とかを借りて、ちゃんともうフォローをする。もう1件でも、2件でもいいから、広く何か情報を発信しようとするんじゃないで、1件でも2件でもいいので、本当に救えたっていう事例を一つか二つつくるような活動をやってみると。そうすることで、あ、このやり方、そこで深く関わることでこれまでなかった情報を得られるんじゃないかなってちょっと思いました。

どうしても、全体に網を掛けようとする、広い情報は得られるんですけど、本当の深い情報が多分取れてないのかな、対策のために必要な深い情報がどうしても取れないんで、一つでもいいから成功事例、救えた成功事例を取ることで、その過程で深い情報が取れて、そこからそれをじゃあ、もう少し横展開、次年度はしていこうみたいなっていうのもできるヒントになるんじゃないかなとちょっと思った次第です。その場合、リソースの使い方がだいぶ変わっちゃうんですけれども。

また、いろんな組織の壁を、多分、その案件については取っ払わなきゃならなくなるかもしれないんですけれども。ちょっと話が、二つ目は、ずれちゃったんですが、全体的な話になってしまいましたけれども。

○土井部会長 はい、どうもありがとうございます。そうしましたら、もう、今、もう意見

交換に入っているのです、いったんこれで中田様への、御講演と御質問は終わりにさせていただきたいと思えます。ただ……

○杉浦委員 すいません、質問していいですか。

○土井部会長 どうぞ、質問どうぞ。

○杉浦委員 こういうのを、少年の補導等をされたときに、大人の側のほうの何か摘発みたいなのっていうのもやっぱりやっているんですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 はい、一番最たる例は、やはり先般マスコミでも出ていたいわゆる「ハウル」と呼ばれるボランティア団体の彼が子どもを救うっていう形で出てたんですが、やっぱり子どもを青少年育成条例違反で淫行をしているということで、検挙しております。また、その前ですと、「ト一横」の王と言われていた男や、当時、「ト一横」のカリスマという形で TikTok にも出てた男が、やはり少年を性被害に遭わせておりましたので検挙しております。

あるいは、やっぱり同じような形で何人か、事件としてやっているところでございます。

○杉浦委員 分かりました。すいません、ありがとうございました。

○土井部会長 今年 30 人補導されたときも、やっぱり女の子が多いんですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 そうですね、やはり女の子のほうが多いですね。

○土井部会長 どのぐらいの割合ですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 比率でいくとですね、この間の 3 月 25 日の話でしたら、もう半分以上は女の子ですね。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。では、いったん、ここで御講演と質疑応答は終わりにさせていただきたいと思えます。ただ、この後は、中田様には引き続き御同席いただけるということですので、引き続きよろしく願いいたします。では、まず、いったん、ここで、ありがとうございました。

○土井部会長 それでは、お疲れだとは思いますが、時間も押していますので、今の中田様の御講演の内容を踏まえまして、私たちとして、どういうことを答申したらいいのかということについて、少し意見交換をさせていただきたいと思えます。口火としては、先ほど金子委員から御発言いただいたことがありました。

一つは、これもどこまで実際にできるかどうか、私も法的な根拠よく分からないです

けども、また、ちょっと「場」の話からずれますけれども、せっかく御発言いただいたので、一応、議事録に残しておきたいと思います。例えば、警察で補導した場合に、親、児相以外に、例えばそういう都が保証できるような、それこそカリヨンの家とかね、何かそういうところに渡す、引き渡すっていうことが法的にこれはできるのかどうかですね。小西委員、どうでしょうか。

○小西委員 児相からの措置としては、あるかなと思います。ただ、警察から直接というのは、なかなかそれは児福法上の壁があって難しいかなと思うのですけども。自分もやっぱりカリヨンとか、他にも、他府県にもありますけれども、子どもシェルターで弁護士の先生がそれぞれ子どもの担当として付いて、親権との関係も見ながらという仕組みは非常に重要だと思いますし、そうしたシェルターを活用していくというのは一つ大きな方向性としてあると思います。

○土井部会長 その場合には、子ども自身は1回児相に回さなくても警察に引き止めておいて、情報だけ回して、子ども自身は直にシェルターに回すっていうことはできる。

○小西委員 いろいろ既に設けられている連絡先に、自ら電話を掛けてってというのはあるのかもしれませんが。ただ、警察からは難しいと思うのですけども、子ども自身がっていうのはあるかなと思います。

○土井部会長 子ども自身が。

○小西委員 自身が。

○杉浦委員 やっぱり今みたいに警察が摘発したっていう、補導したっていう場合であれば、児相を通すという手続き、一応して……

○土井部会長 それさえ踏めば。

○杉浦委員 児相から直接シェルターに行けるみたいなのが、児相との間で何か作っていただければ、身柄自体はシェルターにすぐっていうのも可能なかなと思うんですけど。

○土井部会長 身柄自体は、直にシェルターに行けるっていうことですよね。

○杉浦委員 はい、はい、ええ。

○土井部会長 手続きとして1回児相を通せばっていうことですよね。

○杉浦委員 そうすればいいので。

○春野委員 その場合は、事件があるか、あるいは家庭の虐待があるかっていうことがは

っきりしていないと、さっきのお話だと……

○土井部会長 そう、何でもかんでもみんなシェルターにしたらパンクしちゃう。

○春野委員 11時過ぎに歩いていたら補導したっていうだけの子をそんなふうには扱えないと思うし、本人もそうだし、親もそうだし、それで何で毎回警察から電話が来るのみたいなね、そういうことになっちゃう。なので、そこは何かきちっと、子どもの人権を守っていかないといけないっていうふうには思うので、やっぱりひどい事件、殺人だとか、自殺だとか、性犯罪だとか、事故とかね、そういうことにならないようにっていうことですよ。

○土井部会長 今回のケースだと、補導した場合はっていう話なので。

○春野委員 いや、補導も、だから、11時過ぎの子は補導しちゃってるわけなのでね、補導した場合に、取り置いてシェルターにっていうふうにはもちろんならないし、そのケースによるっていうことですよ。だから、よっぽどそういう事例がはっきりしているときだと思うんですけども、難しいですよ。だから、介入するっていうのが、されていい場合と、介入しないほうがいいのか。

○土井部会長 ただ、警察としては、補導してしまった以上、してもらって悪いぐらい、そうとした以上は、例えば放っておくわけにはいかないから。

○春野委員 それは親に連絡する？

○土井部会長 やっぱり親に言うか、児相に言うかってしないとイケないわけですよ、やっぱりね。

○春野委員 親が来られない場合の人も多分ありますね、遠方からもあるっていうふうに聞いたので、あるんじゃないかなとは。

○中田警視庁生活安全部管理官 本当にいろいろ議論ありがとうございます。私どもも補導という形は、あくまで注意、助言でございますので、それを保護者に知っていただくというのが補導の趣旨でございます。ですので、その後の子どもの保護とかっていう部分は、ちょっと正直言って補導とは少し違うのかなと思っております。

ただ、やはり親御さんでは、他府県、遠いところからでも来ていただける親は来ていただいておりますし、そこで児相に行くというのも、正直申し上げて、補導した中でも本当にごくごく少数ではございますので。

○土井部会長 他府県の場合、例えば、親が遠くて来られない場合は、どうされるんです

か。

○中田警視庁生活安全部管理官 来られない場合については、子どもの同意にもよりますけれども、いったん児童相談所のほうに入ります。これはあくまでも、やはり一斉補導等をしたときであって、ケースにもよりますが、例えば家出をしていて行方不明になって、迎えに来られない場合には、児童相談所に行くこととなります。

ただ、本当に遠いところから来ていただいている保護者もおりますし、本当に迎えにこられないという、どうしても事情があるときはそういう形でやっております。ただ、数としては、本当にそんなに多くはないというのが正直なところだと思います。

○杉浦委員 警察にしばらく留め置くことについて、親が来るまで3～4時間かかるって言われた時に留め置くっていうのはあるわけですか。

○中田警視庁生活安全部管理官 そうですね、はい。特に、深夜の場合ですと、電車が動いてない場合もございますので、その場合には、親御さんが来るまでちょっと待っていてねと待っていただいているところでございます。

○土井部会長 はい、だから、そのシェルターの問題と、それからもう一つ、先ほど金子委員の御指摘はあったのは、せつかく名前も分かってるし、住所も分かってるので、ただ単に補導して終わりではなくて、つなげることができるよねっていう話だったと思うんですよ。

例えば、だからそれは、親御さんなり、あるいは児相なりに渡すだけではなくて、同時に、例えばどこかのケースワーカーにつなぐとか、やはりそういうことも同時にやろうと思えば、全部もう情報を持っているわけだから、住所もあるわけだから、それもフローチャートの中に入れることはできますよねっていうことですよね。そうすると、何らかのケアがこちらからプッシュしていけるわけですよ。それは、いいかどうかのところの議論だと思いますけども、余計なおせっかいって言われるかもしれないけれども、ただ、当人にとって、あるいは親にとって、そこに第三者が関わってくれるきっかけにはなるかなと思うのですが、どうですかね、そこは。

○金子委員 この整理、余計なおせっかい度合いがすごい気になっていて、春野先生とかは多分お詳しいかもしれないと思って。

○土井部会長 そうですね。

○金子委員 確かに、1回補導されただけで、いきなり何か冊子が届いたりとか、電話かか

ってきたりとかって、ちょっと困っちゃうだろうなっていうのもあって、そこの塩梅というのは、どのように取っていくのがよいのでしょうか。

○土井部会長　そうですね。

○春野委員　さっき、カウンセリングの話の中で、「心を開く」という話があったんですけども、少なくとも街頭で補導された場合には、心を開く関係ではないでしょう。3月25日にたまたま一斉補導にぶつかったから補導されただけで、他に毎日やっている子は補導されていないしっていうふうなことで、盗んだわけでもなく、酒を飲んでいるわけでもなくみたいな子も入っているとしたら、それは何か逆に、何ていうかな、被害者的な思いになったりする。何で、こんなところで捕まらなくちゃいけないんだろうっていう気持ちになるかもしれないし、そういう状況の中で「ここに行きなさい」とか、「ここに行ったらどうですか」って言っても、状況によるけれども、割と高い確率で拒絶的な気持ちになるような気がしますね。子どもが「ト一横」に行っちゃってすごく困っているんですっていうことはあるとは思いますが、そうした中でどうやって心が開ける関係のところにつないだり、相談したりできるか。その先が、心理の方もいて、すごく丁寧にやってくれているということになれば、もしかしたらいい関係もできるかもしれないっていうのは思うんです。ただ、何かやった人全員に対してそういう方向がありますよっていうふうになると、多分、警察に関わるようなことになったらどうしようっていうのがあるので、警察ってやっぱりハードル高くて、そこから指導を受けるっていうのはなかなか厳しいような気はしますね。

だから、児相はどうですかとか、地域にこういうところがあるので行ってみたらどうですかっていうふうな辺りで、もう1回何かがあった時には、じゃあ、そこに行こうかなるかもしれないですし、どういうふうになるかな……。「あなたのおかげで、お母さん、こんなに警察から言われているのよ」ってなることもあるか、そこら辺は、本当にいろいろだとは思いますが、介入の仕方って難しいと思います。

○土井部会長　そうですね。確かに、介入となるとね、抵抗あると思いますけど、何か、情報提供っていうか。

○春野委員　情報提供ですね。そうですね、そのところだと思いますね。

○土井部会長　別に子どもが何かトラブルになっても、普通の子どもでも親御さんからしてみれば、やっぱり自分以外に相談できる人がいるっていうのは、これはいいこ

とではあるので、それは普通の子だってそうだと思うんですよね。私もそうです、やっぱり、子育てやっているといつも不安なので、どこか、そういえば相談したいなっていうときに、こういうのがあるんだなっていうのは知っておくと、それはどんな子にとっても、親でも、全然いいなっていう気はするんです。ただ、きっかけがね、そういうきっかけでは、やっぱりそれは抵抗があるんでしょうからね。

○春野委員　でも、金子さんがおっしゃったように、ある種のきっかけ、チャンスができたというところはあると思うんです。どういうふうに働き掛けたり、相談したりしていいかわからない。万一そんなことがあってもね。でも、補導されたとか、こういう困ったことが起きたときには、そのきっかけができるので、それは一つのチャンスにもなることだと思うのです。

○土井部会長　例えばね、小冊子みたいなパンフレットを作っておいて、親御さんが迎えにきてくださったときにそれを渡すとかね。それだったら、それをどう使うか、御判断自由なので、もし困ったらこういうところに相談しよう、相談ありますよっていう情報提供の意味で、チラシ1枚でもいいので、それを警察のほうに預けておいて、引き取りに来たときには渡してくださいっていうのは、情報提供としてはあるのかなっていう気はしますよね。

○杉浦委員　子ども用のものあってもいいかもしれないですよね。子どもが親に相談できない困り事があるのだったら。

○中田警視庁生活安全部管理官　一応、補導した時にはですね、そういう少年の手引きっていう形でお渡しはしていて、若ナビもそうですけど、LINE相談とか、全部そのときに親御さんと子どもには今でもずっとそれはやっております。

○土井部会長　そうですか。

○中田警視庁生活安全部管理官　やはり、東京都がいいという意味では、先ほど先生方がおっしゃったように、私たち警察はハードル高いんですけども、中にはこれがきっかけで、ちょっと相談したいっていうことで、少年センターに通われるっていう方もいます。

○土井部会長　やってらっしゃるんですね。

○中田警視庁生活安全部管理官　実施させていただいています。ただ、使うか使わないかは。

○土井部会長　ご判断は自由ですよね。

○中田警視庁生活安全部管理官 それは親御様次第ではあるのです、やはり。そこは私たちが丁寧に、あくまでも補導というのは、私たちが子どもが本当に被害に遭わないでほしいっていう一心でやっていて、決して、そこの追い散らしをしているわけではないので、そこは本当に子どもたちのほうに寄り添ってやっているのです、そうですね、深夜にやると朝方になると、結構、やっぱり子どもも正直言って心を開いてくれているところはあるのかな。手前みそで恐縮なんです。

ただ、全てが全くとくまいくとは思いませんし、また帰ってきちゃう子もいるっていうのは事実ですので、引き続きやっていきたいと思っております。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

○中田警視庁生活安全部管理官 すいません。

○土井部会長 どうしても話がそちらのほうに行っちゃうんですけど、場のほうについて、ちょっと1回、何か一応。

○小西委員 では、よろしいでしょうか。

○土井部会長 はい、お願いします。

○小西委員 やはり、今回、ビジネスホテルへの、保健所との合同調査の話とか、ホテルを利用したいろんな犯罪の案件とかも御紹介いただいたのですが、こうした実態について、まだなかなか十分わかっていないと。本当に、特に、ラブホテルとかってどこまでこういう業界団体があるのかもよく分かんないのですけれども、この問題性とかってものをどこまで理解して対応してくれているのかなっていうのは、ちょっと疑問なところもあるので、そうした実態とか対応策について、ホテル等に対しても啓発を行っていくことが重要であろうと思いました。

これは、やはり、もちろん子どもの居場所がそこしかなかったっていうこともあるかもしれないですけども、そこが犯罪に巻き込まれる場にもなったりしているのです、そこはきちんと対応していく必要があると思います。一方で、やはり、自分は初回にも「食と住」って子どもたちにとって重要じゃないかなっていうので、食べ物が出してもらえるところとか、あとは、やはりシェルターですよ、弁護士先生たちが行っているところとか、被害女性の支援をしているところとか、そうしたところにうまくつながっていけるようにできれば。そういうところで本当に1晩だけでもうまく泊まれるような仕組みができていけば、より安全に、親元から逃れてきた子どもにとっても居場所になるので

はないかなと思いました。

- 土井部会長 はい、ありがとうございます。一つは業者に対する啓発活動、もう一つは居場所の提供、シェルターの充実と、その情報の提供ということですかね。やっぱりそれがないと行き場がなくなってしまうので。だから、「場」の問題と言っても、だから、それは、業者に対する啓発活動だけではなくてセットとして、シェルターの充実と情報提供がないとうまくいかないですよなってなると思うんですよ。非常に重要な点だと思います。ありがとうございます。

他に何か、「場」の問題についてご意見がありますでしょうか。

- 春野委員 今の業者への啓発の中身というのは、1人で予約して4人も入ってるよ、みたいなことがあったらすぐに連絡しなさいというようなみたいな啓発になるのかなと今までの流れでは思ったんです。ただ、ちょっと考えたのは、オレオレ詐欺で、銀行なんかの人が声を掛けましようみたいなものがあるじゃないですか。危ないおじいさん、おばあさんがいたらね。そういうことで詐欺を防いだみたいなことがある。業者も全員ってとはもちろんいかないとは思いますが、心あるそういう人たちに、何かそれこそ玄さんたちのような声掛けをね、みんなが歌舞伎町ぐるみで「問題がありそうな子がいたら声を掛けましよう」みたいな、何かそういった地域ぐるみの取組ができるといいかなと。思い付きですけど。

- 土井部会長 はい、ありがとうございます。それは、私も思いました。ただ、契約の問題も、契約違反というか、詐欺の問題もあるんだけど、むしろ、例えばホテルの中で、それこそオーバードーズやっちゃったりとかっていう問題を抱えている。だから、やっぱり子どもたちに、どうやって、声掛けですよ、見てるんだよっていうことをちょっと伝えるというか、やっぱりそれってとても大切だと思うんですよ。

万引きなんかも、結局、一番の対策としては声掛けなんですよ。同じだと思うんですよ。やっぱりいろんな、室内で、いろんな、例えば性犯罪だけではなくて、リストカットとか、オーバードーズとかっていうような問題が起きることを考えると、やっぱり子どもたちに、やっぱりホテルの側もやっぱり声をかけると。無人のところは難しいかもしれないですけど、でも、人がいるところは声掛けっていうのを大切にして、何か啓発ができるといいなとは思いますがね。

- 杉浦委員 よろしいでしょうか。

- 土井部会長 はい。
- 杉浦委員 ホテルって、やっぱり利益とのせめぎ合いのところがあって、見て見ないふりをするとか、あるいは、自由に入ってもらえるような仕組みを今あえてつくるとか、だから、知らなかったっていうことにしがちなんだと思います。ただ、実際にはいろんなことを察知する方法ってあると思うので、例えばそういった風俗的なものに利用されそうなこういう業界に対して、何らかの、さっきは条例って言われましたけども、そういった形で協力してもらおうっていう。善意でやってくださいっていうのは、なかなかやっぱり難しいところがあると思うんだけど、そのところを一定のルールみたいなことを決めることによって、それは守んなきゃなっていうふうなことを考えていかざるを得ないのかなという感じもするんです。ちょっと、これは弁護士として、そういうのを言うのはどうかっていうのはあるんですけど。
- 土井部会長 そこは、だから、まずは実態が分かってないと、多分、条例に行かないんじゃないですかね。
- 杉浦委員 ええ、そうですね。
- 土井部会長 まずはね。推測ではいけないので、一足飛びでいけないと思います。そうすると、条例の可能性も見据えて、実態把握が大切ですよっていうことですかね。
- 杉浦委員 そういうことですね。
- 春野委員 何か、いい事例ができるといいですね。こんないい事例がありますよみたいなことが広く知られるといいかなと思います。
- 土井部会長 はい、ありがとうございます。他に何か意見があれば、そろそろお疲れかと思しますので、いかがでしょうか。
- 小西委員 最後に少しよろしいでしょうか。先ほど、春野委員がおっしゃられた、やはり地域の協力はすごく大事なかなと思います。地域のそれぞれビルのオーナーとか、あるいは地主の方とかもいらっしゃるでしょうし。
- 土井部会長 業界団体とか。
- 小西委員 そう、地域の協力を得た上で、街全体で何とか子どもたちをうまく守っていくことをしていくことが今後も必要かなと思いました。
- 土井部会長 はい、ありがとうございます。
- 田村委員 山本先生、入られたみたいです。

○土井部会長 ああ、そうですか。

○土井部会長 山本委員、すいません、今ですね、「場」の問題の話をしていたのですが、その前には、親の、大人の問題で、加害者になり得るかもしれない大人に対する対策として、例えば SNS 等を活用し、情報発信をしていくということと、それから、実際にもうト一横にやってきてしまっているコアの大人たちに対する警告、そういう情報発信をきちんとしていけないといけないですねという話がありました。

それと、もう一つは、保護者の問題があって、保護者に対してどうやって相談できる場を充実をしていくのかということと、それからそういう場の情報をどうやって的確に保護者の方に伝えていくのかっていうところでも、やはり SNS を駆使をしてうまく情報を伝えられないだろうかという話がありました。

大体、今日はそういうことをメインで話をしてきたのですが、山本委員から何かございますか。もう今日で最後になってしまいますので、ディスカッションは。ご発言されたい内容がありましたら、ぜひご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○山本委員 どうもありがとうございます。まず、今日は遅参してしまいまして大変申し訳ありませんでした。

特に、今、これまでの議論を途中からですけれども伺っていて、特段何か付け加えるということはないのですが、いずれも非常に重要なことなのだろうと感じました。もしかすると、既に議論の中で出てきているかもしれませんが、既に集まってしまっている大人に対して、やはり啓発的なメッセージを送るということは重要なんだろうと思います。デジタルサイネージといった議論があったように今お見受けをしますけれども、やはり大人に見える場所というか、意識するような場所にデジタルサイネージ等で、何ていうか、非常に継続的にメッセージを発していくというようなことも重要だろうと思います。

保護者等のネットワークというのも非常に重要だろうというふうに思いますので、具体的に今後検討していくべきだろうと感じました。

1点、ちょっとお伺いしたいのですけれども、いわゆる監視カメラ、防犯カメラのようなものは、今、ト一横にどれぐらい設置されていて、どれぐらい効果があるのかということ、ちょっと既に今日ご議論あったかもしれませんが、伺えればと思いました。

すいません、以上です。ありがとうございます。

- 土井部会長 ありがとうございます。防犯カメラの話は、今日は出ていないので、今、せっかくご指摘ありましたので、中田様のほうから何か情報が分かればお願いします。
- 中田警視庁生活安全部管理官 すいません、設置はされてはいるのですが、具体的な数は、ちょっと私、部署が違うので申し訳ございません。詳しいところは、せっかくのご意見でお答えしたいところなんですけど、私は、把握してないのです。実際には、歌舞伎町地区にカメラが付いているというのは事実ではあるのですが。
- 山本委員 とんでもないです。私は、専門が憲法なので、プライバシーの問題も扱っているんですけども、やっぱりそういった犯罪やトラブルが起こる蓋然性が高ければ監視カメラ、あるいは防犯カメラの設置というのも憲法上、プライバシー権利上、許容されるという判決も幾つか出ているかと思います。ですので、そういった非常に犯罪発生率が高い場所であり、青少年保護の要請も強いと思いますので、重点的にそういった技術を使った見守りということ、もちろんプライバシー上のセーフガードをいろいろと考えていきつつということですけども、考えてもいいのかなというふうに感じた次第です。いろんな、恐らく、考え、規律というんですかね、そういったカメラなり、サイネージなりというのをミックスしていくということが必要なのかなというふうに思いました。すいません、ありがとうございます。
- 土井部会長 はい、ありがとうございます。防犯カメラの問題は、まさに、山本委員がご専門なので、あまり私は発言しないほうがいいと思いますが、いろいろ立場があってなかなか難しいところだと思いますけども、考えようによっては、確かに防犯カメラがあまりたくさん付いているとか、サイネージがいっぱいあるということになると、あまり魅力的な場所ではなくなるかなという気はしますよね。そのようなところに行くかっていう気にならないかもしれないですよ。
- 山本委員 山本です。すいません。ただ、やはりカメラとかサイネージの問題は、やはり、結局、そこに集まらないで別の場所に行ってしまうという、根本的な、それは恐らく解決にはならないということがありますけれども、ただ、処方箋的にまずそういった規律を行いつつ、いろいろ根本的な問題にもしっかりと対応していくというような、何か一つの特効薬があるわけではないというふうに思います。いろんな組み合わせをしながらやっていくしかないのかなと思います。その点においては、プライバシー上の配慮をしながら、そういった積極的な施策を打っていくということも考えられるかと感じました。

すいません、以上です。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。何か全体を通しまして言い残したことがあれば、ぜひご発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。金子委員はよろしいですか。何か言い残しはないですか。

○金子委員 ありがとうございます。些細なことなんですけども、先ほどご意見であったあれですね、補導をするだけじゃなくて、シェルターとか、そういう居場所も、同時に居場所があるよとか、シェルターとかの、を運営できるところの育成も必要だよねというお話があったかと思います。その情報を、しかもシェルターの情報をちゃんと伝えてあげるっていうのが重要ですねというお話があったかと思うので、その中で一つ付け加えるとしたならば、多分シェルターがあるよっていう情報を誰が出すかのっていうところまでできれば気を掛けてあげるような対策ができたかと思いました。

なぜかという、これまでのお話を伺う中で、いつも出てきたのが、結局、誰からその情報をもらうかということだと思っからです。例えば、東京都の人が、シェルターがあるからって言うてくても、子どもたちは結局は行かない。でも、「ト一横」にいたことがある友達が、「いや、シェルターがあつてね」って言うてくると、「じゃ、行つてみようかな」って言うて、そのシェルターに実際に行つてくれる。あとは、駆け込み寺の玄さんのスタッフの方で、いつもト一横で話し掛けてくれる人が、「いや、実はこういうシェルターみたいなのがあつてさ」っていうふうに言うてくれれば行くかもしれない。なので、シェルターがあるよっていう情報を出す時に、さらに一つ付け加えるとするならば、それを誰が出してくれるか、そうした人の手当てもしたほうがいいかと思いました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。これは多分同じ目線、同じ立場の子でないと思っ難しいと思っるので、いわゆるよく言われるようなボランティアをやつているような健全な子どもたちよりは、むしろ経験者のほうがいいわけですよ。だから、そういう過去にトラウマを抱えて今うまくいつている、そういう子どもたちをどうやつてつなげていくかいつている、そこから、どう情報を提供していくの、いけるのかいつているところかなと思っますね。はい、どうぞ。

○田村委員 よろしいですか。今の発言に関連して、誰からいつているのも大事だと思っんですけれども、子どもシェルターに入つたら、その後どうなるのかとか、どういつ生活なのかとか、全然イメージが湧かないとやつぱりそこに行こうとは思わないかなと思っんです。

ですね。なので、逆にそこを活用した、入った人の何か体験談じゃないですけど、何かそういうものが分かると少し安心感につながるのかなって思います。やっぱり安心感がないところには行かないかなと思うので、ちょっとその辺りも検討できるといいかなと思いました。

○土井部会長 はい、ありがとうございました。

○杉浦委員 配布する冊子か何かにそういう体験談みたいなのを書いてあってもいいかもしれないですね。

○土井部会長 そうですね。

○杉浦委員 警察で補導された時に、親にあげる分と子どもにあげる分の中の。

○土井部会長 だから、子ども自身が書いた体験談ですね。

○杉浦委員 そうですね。

○土井部会長 それがあるとね、だいぶ違いますよね。

○春野委員 いいですか。

○土井部会長 はい。

○春野委員 提案になり切れないと思うんですけど、杉浦先生とも一緒にやってるセカンドチャンス！っていう少年院を出た子の団体があって、そこで運営サポーターっていうのをやっているのですが、先々月かな、歌舞伎町で交流会があったので行ってきました。そこに「ト一横」で遊んでいた子で、今 20 歳ちょっとになっている子と、17 歳の、まだ現役に近い子が一緒にいて、やっぱり先輩、後輩で、何ていうかな、相談し合ったりしてるんですね。あそこは駄目だよのような話とか、そういうようなことをちゃんとやれているし、ある程度卒業した子は、何か自分の経験をどこかで役に立てたいって思っているところがあります。なので、警察や、いろんな相談機関の中でもそういう子と一緒にやってもらうようなことができるといいかなと思います。

○土井部会長 そうですね。最初の玄さんのお話もあったように、結局は来ている子どもたちの多くは、やっぱりつながりを求めて来ているので、そのつながりをうまく使うということですよね。それが横だけじゃなくて縦のつながりも活用して、うまく経験者の、知恵が生きるようなつながりが作れるといいですね。

はい、ありがとうございます。そのつながりは、だからリアルなつながりだけではなくて SNS を通じたつながりでも私はいいと思うんですけど、いろんなチャンネルを利用し

ながら、活用しながら、いろんなつながりがあればいいなと思いますけどね。

はい、他に何かご意見ありますでしょうか。よろしいですか。何か言い残したことがあれば、次回はお伺いしませんので、今日言って帰ってください。

金子さんと山本さんもよろしいですかね、取りあえずは。まだ、あればどうぞ。よろしいですかね。はい。

それでは、どうも長時間ありがとうございました。では、今、承った意見を、まずは、私のほうで預らせていただいて、それで少し事務局と相談しながら、大まかなところですけども、答申の案を少し考えてみたいと思います。一応、たたき台みたいなものをあらかじめ作らせていただいて、ゼロから全部、次回やるのは難しいでしょうから、ちょっと私のほうで預らせていただき、事務局と相談しながら下案を作らせていただければと思います。それを基に、それはあくまでもたたき台ですから、次回、第5回においては、どういう形で答申をまとめていくのか、ご議論いただければと思いますが、その段取りでよろしいでしょうか。

○杉浦委員 はい、お願いします。

○土井部会長 ありがとうございます。では、その方針で進めさせていただきたいと思います。

では、本題はここで終わりにしたいと思います。あとですね、冒頭に申し上げましたように、この夏に都がト一横に関する啓発事業を企画しているようですので、まずは、その概要について事務局からご説明いただいて、その内容について私たちから何か意見があれば申し上げるということにさせていただきたいと思います。では、まず、事務局のほうから、この啓発事業につきまして少しご説明いただいてよろしいでしょうか。

○都民安全課長 事務局でございます。都では、今ご紹介ありましたとおり、今年の夏に令和5年度の予算事業として、ト一横等の繁華街に集まる青少年の性被害などを未然に防止するというを目的とした普及啓発事業をト一横で実施したいと考えております。

具体的には、まだまだこれから企業選定等は進めていくところなんですけど、青少年に影響のあるような者を活用した啓発イベントですとか、あるいは SNS を活用した情報発信等を行えないかと考えています。区や警視庁等の関係機関とも連携をして、「ト一横」における現状等を啓発して、現状が改善の方向に向かうための、ある種の機運情勢みたいなものをできたらよいのかなというふうに考えています。

具体的には、今、先ほども申し上げたとおり、企業が決めれば、まさにその企業と連携しながら中身をさらに詰めていくというところがございますが、今ご説明できる概略は以上でございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。まだ、ちょっと抽象的で、あんまり分かんないかもしれませんが、何か注意点とか、ご意見があれば承りたいと思いますが、せっかくですので。

○小西委員 はい、よろしいですか。

○土井部会長 はい、お願いします。

○小西委員 もう既に予算も付いているということなので、ぜひ、イベントをこれまでの議論を踏まえた形で行っていただければと思います。

例えば、玄様のところにもご講演いただいたりもしましたし、そういう、玄様のところにも何か協力をいただけるのであれば協力していただいて、啓発につなげていただければと思います。

あと、地域の協力の話、先ほどもお話ししましたけれども、シネシティ広場であれば、横に東急もありますし、東宝のビルもあったりという、そういう地域の協力も得ながら行ってもらえればと思います。取りあえず以上です。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。他に何かご意見ありますか。

○春野委員 夏ってというのは、8月ごろって感じですか。7月もある。

○都民安全課長 そうですね、おおむね8月ぐらいかなと。

○春野委員 8月くらい。

○都民安全課長 はい、夏休みの時期ぐらいを考えています。

○春野委員 夏休みですね。

○土井部会長 先ほどおっしゃった、タレントさんと呼んでっていう話だと、トークイベントみたいなものなのか、あるいは、前にちょっと話が出ていた炊き出しみたいな食事の場を提供するようなことなのか、ちょっとその辺りはまだ、私、まだよくイメージ湧かないので、どんなものをイメージされていらっしゃるかちょっとお伺いできればと思いますが。

○都民安全課長 そこのところ、まさに、企業に、まさにこれから提案をしてもらって、それも基に、考えるということなので、ちょっとなかなか決め打ちでお話はできないんで

すけれども、少なくとも著名な方や、もともと「ト一横」にいたような方にも来てもらって、例えば話をしてもらい、その中で伝えたいことを伝えるとか、イメージとしては、そういうことを考えております。

また、「ト一横」等で炊き出しを行うのか、あるいは、グッズを配るのかとか、ちょっとそういったところはなかなかまだ決められないところがございますので、そこはちょっとこれからというところがございます。

○土井部会長 はい、分かりました。

○小西委員 その有名な方っていうのは、まだ全然決まっていらないのでしょうか。これは企業が決められると思うのですが、今回のいろいろ議論になった中で出てきたような若い世代にも響くようになっていくんですかね、ティックトッカーとか、ユーチューバーといった、そういう方を想定されていらっしゃるのですか。

○都民安全課長 そうですね、結局、青少年に対するイベントというところではあるのですが、ちゃんと耳を傾けてもらえる人じゃないと意味がないと思います。ただ、有名であればよいわけではなくて、こうしたことをある程度分かる方とか、そういった方でないといけないかなっていうふうには思っています。ただ、そこは、これから企業の提案等もあって決まるものですので、確定的なことは何とも申し上げられないですけど。

○土井部会長 せっかくなので、皆さんの中で人のイメージとか、こういう人が例えばどうですかっていうことがあれば、ご参考までにですけど伺っておきたいと思っておりますけど。

○小西委員 具体的には、人名ではないのですが、都の引きこもり支援事業に関してのイベントとか、若者の事業に関しても、やはり元当事者だったような方で有名な方がいらっしゃいます。そうした方もやはり若い時には、いろいろつまづいた経験をしたり、家にいられずに繁華街に来たりとかという経験をしているので、そういうことがあったけれど、今、こういう一つの仕事をしているといったことを話せるような、そうした元当事者のような方がいれば、よりよいかなと思います。

○土井部会長 当事者の立場としては、例えば、玄さんのところにおられて、今、逆にサポートする側に回っていらっしゃる、この前、新聞に載っていた女の子とかがいらっしゃいますよね。ああいう方は、元体験者なので、対応できるかなって思いますよね。

○小西委員 いいと思いますね。

○土井部会長 もしも、例えば対談とかしていただければ、事務局がおっしゃられた、言

えば、タレントみたいな人を引き寄せる方と対談をしてもらうとか、そういう形はあるかなと思います。

○小西委員 自分としては、かつて苦勞されていたけれど今 TikTok や YouTube 等に関わるなど、一つの仕事に打ち込んでいるといった、元経験者の方が来ると、有名人の方との対話を通じて、何か共感みたいなものが得られるかなと思いました。

○杉浦委員 この企画は、屋外か、屋内か。

○都民安全課長 そこも含めて、今、これからということではあります。

○杉浦委員 例えば、支援団体がブースを出すこともあるのではないかと提案させていただきます。

○土井部会長 もしもそういうトークイベントをやるんだったら、それこそ SNS で配信ってことも考えられるわけですし、気を付けないといけないのは、それが目立って、そこに、行ってみようとなったら元も子もないから。そうならないようにしないとイケないんじゃないですかね。

○田村委員 でも、行ってみようって言って、行って、それが今度予防になればいいかもしれませんね。

○土井部会長 確かにそうであればいいですよ。ただ、行って楽しいなとなってしまうと困ってしまう。さっき、小西委員がおっしゃったような立場の方で、私が最初に頭に浮かんだのが、半分当事者でもあるけど、やっぱり家庭では非常に苦勞された、例えば大空幸星さんみたいな方ですかね。こうした方ですと、実際に、今支援活動をしておられますし、電話相談とかね、24 時間でやっていらっしゃって、ご自身も結構ご家庭では苦勞されていることもあり、若者と同じ視線に立てるかなっていう気はしますよね。

ざっくばらんに何かご意見があれば。特にないですかね。

○春野委員 ちょっとイメージが何か。

○土井部会長 湧かない。

○春野委員 あまり飛び過ぎると……

○土井部会長 何か、まだ、要するに、まだ白紙な状態ですから、何でも自由に、思い付くものは何でも。こういうのはいいよねっていうのでいいと思いますけど。

○春野委員 どういうふうにするんだろうっていうのが、本当にイメージが。

○土井部会長 屋外でブース出してやるのか、あるいは、どっか屋内で借りてやるのかに

よっても変わってはくるとは思いますよね。

○杉浦委員 講演会みたいな感じなのか、お祭りみたいな感じなのかは、ちょっとイメージが……

○土井部会長 講演会だと人が来ないですよ。

○小西委員 8月、夏ですよ。

○土井部会長 外、暑いですよ。

○小西委員 日中だと暑いので、夕方からっていうのは、外であればありかもしれないですね。ちょうど若者たちが集まってくる時間帯で。

○春野委員 夕方に来ちゃう。あそこの新しくできたタワーのところで今いっぱいイベントやってますよね、ライブみたいなこと。そういうことなのかなとか、何か今ちょっとイメージが湧かないんですけど。

○都民安全課長 基本的には、決め打ちで何とも言えないんですが、やっぱり、やっぱり情報を発信するのが目的でして、ただ、イベントがあったがゆえに集まってしまったっていうところは、ちょっと正直避けないといけないと考えています。なので、やっぱり講演をし、それを一緒に見てもらうなど、極めて真面目な形に恐らくなっていくのではないかなと思うんです。それでやっぱり情報を発信して、SNSとかで例えば見た人が、ああ、こういう状況なので気を付けよう等と思ってもらいたいというそういうイメージです。

ただ、おっしゃるとおり、ブースを出すのかとか、そういうところは、まだこれから決めていく話です。また、メッセージの内容がどうするのかとか、そういうところも含めて、ちょっとこれから検討したいなと考えています。

○土井部会長 ですので、今日の段階では、お知恵拝借ということで、いろいろお知恵があればお伺いしたいっていうことなんですね。

○春野委員 土曜日の夕方に行っただけですけども、新しいタワーに入ってみようかと思ったのですが、あまりにも人が多くて、それこそ倒れたら事故になって、みんな押し潰されるんじゃないかと思いました。タワーのエスカレーターに上がって、上で待ち合わせしようかと話をしたのですが、上まで行くのにもものすごく並んで並んで。上に行ったら、もう人の波がものすごく、また時間かけてエスカレーター降りて、じゃ、下にしようって、中に入るの諦めようと思いました。今でも、そんな感じでしたので、夏休みになったら、やっぱり人が更に増えそうな気がしますね。あの時点でそうだったので。

○土井部会長 そうすると、そこに人を集めるよりは、そこでやっても配信がメインって  
いうか、のほうがいいかもしれないですね。それに来てもらうよりはね。夏休みは、ち  
よっと多いでしょうね、きっとね。

○春野委員 多くなるでしょうね。

○土井部会長 どうぞ。

○田村委員 先ほど、何かメッセージという話も少し出ていましたので、そのメッセージ  
の中に、もう大体つながりを求めておいでになる、集まるお子さんたち、自尊心が低くな  
などしており、例えば「自分なんて」などとの気持ちがあったりする。なので、あなたは  
大切な存在なんだよとか、本当に世界に1人しかいないかけがえのない存在なんだよと  
か、何か、あと、自分で自分を認めたり、褒めたりすることの大切さみたいなこととかを、  
何か、あまり青臭くならないように、体験者の方から、それを本当にシャワーのように発  
信してもらえたらなと思います。是非、検討していただけたらと思います。

○土井部会長 やっぱり体験談ですね。あまり抽象的な話とか、優等生っぽい話されて  
もね、聞かないと思うから。やっぱり、過去に色々あったけれども、今現在自分を大切  
に思えているという人が、今の思いを語ってくれるのがね、「ああ、自分もそうなれるん  
だ」っていうふうに思えると思うんですね。

○田村委員 その当時は、そういうふうに思えなかったけれど、今はといた人とかです  
よね。そこに動機があるかと思います。自尊心が低くなっているときには、やっぱりどう  
なってもいい等と投げやりになったりするんで、そうした考えをちょっと変えられるよ  
うな、何か経験者の方とかがトークしていただいたらいいなって思います。

○土井部会長 共感できる内容じゃないとね。

○田村委員 そうなんですね。そんなこと親が言っても、学校の先生が言っても全然響  
かなかったりすると思うので、せっかくそういう方に、もし来ていただけるんだったら、  
そういう方に発信していただけると良いのではないかなと思います。

あと、食事をしながらだと、またいろんなことが素直に入るっていうことがあります  
よね。そういう効果もあったりするから、何か、さっき炊き出しっていう話があったんで  
すけど、何か、ちょっと、それも何か捨てがたいなと思って。

○土井部会長 8月は難しいかもしれないですね。暑いしね。

○田村委員 ああ、そうか。確かに、春か秋なら可能かもしれないですね。

○土井部会長 冬だったらいいかもしれないけど。

○春野委員 あったかいものをね。

○田村委員 かき氷がおいしいような感じになっちゃいますもんね。そうですね、確かに。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。そろそろ時間ではあるのですが、あとですね、本当に今日、最後なので、何かこれまでを通してご発言されたいことあれば、何でも構いませんのでご発言いただきたいと思いますのですがよろしいですか。

本当に最後ですよ。いいですかね。はい、ではですね、今日の議題次第の最後になります。事務連絡がありますので、まず事務局のほうにお返しをしたいと思います。ご説明お願いしてよろしいでしょうか。

○都民安全課長 事務局でございます。次回、第5回専門部会につきましては、また日程調整がつき次第ご連絡いたします。先ほど、部会長からもお話ございましたが、第5回の部会の前に、部会長の土井委員にこれまでの議論を踏まえまして、答申の素案の起草をお願いさせていただきたいというふうに考えております。その内容につきまして、第5回で委員の皆さま方にお示しをいたしまして、ご意見を賜り、部会としての答申案を取りまとめていただきたいと思いますというふうに考えております。その後、拡大専門部会におきまして、青少年問題協議会の答申案として取りまとめ、最終的に総会で知事に対して答申を行うと、こういう流れを考えてございます。以上でございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では、どうもお疲れさまでした。これをもちまして第4回専門部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

○一同 お疲れさまでした。

後 6 時 56 分閉会